

大仙市 環境行動計画

Daisen city
Environment
action plan.

平成21年3月
秋田県大仙市

DAISEN
CITY

「はじめに」

この環境行動計画は、大仙市環境基本条例に基づき良好な環境の保全及び創造を実現するため策定した「大仙市環境基本計画」を着実に実践するためのものです。

本計画は、将来都市像である「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」を実現するための環境分野のリーディングプラン（先導的事業計画）と位置づけ、平成21年度から平成25年度までに特に取り組むべき具体的内容を記載しています。環境基本計画全体の先導的な取り組みを次の「3つの重点施策と6つの重点プロジェクト」にまとめ、望ましい環境像に向けて効果的に進めます。

3つの重点施策

- ① 「廃棄物の発生抑制と循環型社会を構築する。」
- ② 「自然の恵みを持続的に得られる環境づくりをする。」
- ③ 「環境に優しいライフスタイルを身につける。」

6つの重点プロジェクト

- ① 「ごみ減量化、リサイクルの促進」
- ② 「環境保全型農業の推進」
- ③ 「バイオマスの利活用」
- ④ 「協働による水辺の環境保全」
- ⑤ 「エコチャレンジ」
- ⑥ 「環境家族宣言」

本計画を環境分野における実施計画と定め、適宜見直しを行うとともに、継続的改善を進め、環境の保全と創造を推進します。また、本計画を効果的に進めるためには、行政はもとより、市民や各種団体、事業者の皆様が、それぞれの立場で環境への意識を高め、自主的に具体的な行動に繋げていくとともに、各主体が協働しながら、環境保全活動に取り組んでいく必要があると考えておりますので、皆様のご理解とご協力そして積極的なご参画をいただきますようお願い申し上げます。

平成21年3月

大仙市長 栗林 次美

大仙市環境行動計画

目次

第1部 計画の基本的事項

第1章 基本的事項

第1節 計画の目的・役割	P 2
第2節 計画の位置づけ	P 3
第3節 計画期間・計画年次	P 4
第4節 計画の構成	P 5
第5節 計画の体系	P 6
第6節 施策の方向	P 7

第2部 行動編

第1章 重点施策1「廃棄物の発生抑制と循環型社会を構築する。」

第1節 重点プロジェクト 1 ごみ減量化、リサイクルの促進	P 11
第2節 重点プロジェクト 2 環境保全型農業の推進	P 17
第3節 重点プロジェクト 3 バイオマスの利活用	P 23

第2章 重点施策2「自然の恵みを持続的に得られる環境づくりをする。」

第1節 重点プロジェクト 4 協働による水辺の環境保全	P 35
------------------------------	------

第3章 重点施策3「環境に優しいライフスタイルを身につける。」

第1節 重点プロジェクト 5 エコチャレンジ	P 43
重点プロジェクト 6 環境家族宣言	P 43

第3部 資料編

1. 計画策定体制	P 58
2. 計画策定経過	P 60
3. 大仙市環境基本条例	P 61
4. 環境基準	P 64
5. 用語解説	P 70

第1部 計画の基本的事項

第1章 基本的事項

第1節 計画の目的・役割

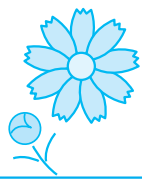
第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間・計画年次

第4節 計画の構成

第5節 計画の体系

第6節 施策の方向



第1章

基本的事項

第1節 計画の目的・役割

環境行動計画は、環境基本計画が目指す基本理念の実現のため、環境の保全及び創造に関する施策を計画的に実施するために定めるものです。知見の進展や社会経済状況の変動に対応できるよう、目標の設定等を行うとともに、必要に応じて見直す計画としています。その実績は広報などで公表し、寄せられた意見は、実績とともに環境審議会に報告し、計画の見直しに反映します。

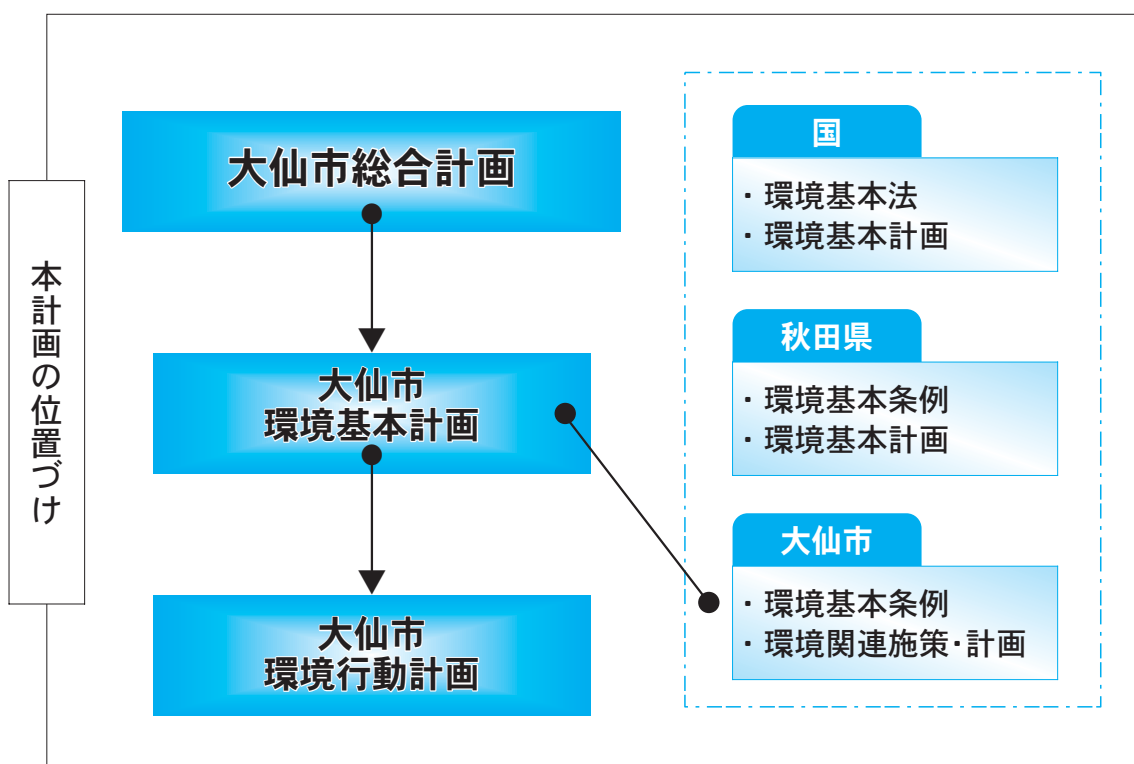
環境基本計画に掲げる目標を着実に実現していくためには、市民、事業者、行政の各主体の責務と役割分担のもとで、環境施策を計画的に推進していくことが重要となります。このような中、今後推進していく取り組みのシンボルとして、他の施策を牽引し、計画全体を先導していくような具体的な取り組みを「重点プロジェクト」と位置づけ、計画の積極的・効果的な推進を図るものとします。

「重点プロジェクト」の設定にあたっては、具体的な取り組みという視点に立ち、実行性を十分踏まえながら、本市にふさわしい取り組みを設定しました。

第2節 計画の位置づけ

環境基本計画の環境像を実現していくためには、様々な環境施策を計画で示した方向に沿って、市民や事業者の方々と協力しながら、着実に実施していくことが必要となります。しかし、それらの取り組みがイメージしにくかったり、徐々に効果が出たりするため気づかなかったりします。環境の保全と創造に関する取り組みの中心となって、他の施策を牽引し、計画全体を導いていくような、先導的な取り組みを「重点プロジェクト」と位置づけ、計画を効果的に進めていきます。

また、環境基本計画と同様、今後市で策定する各種計画、施策等については本計画と整合、連携のとれたものとなります。

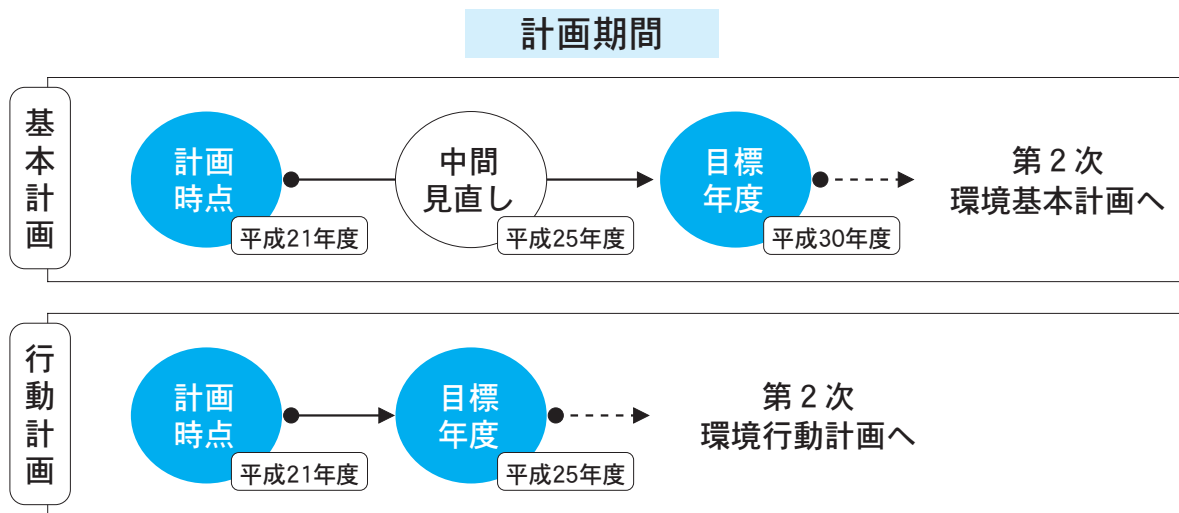




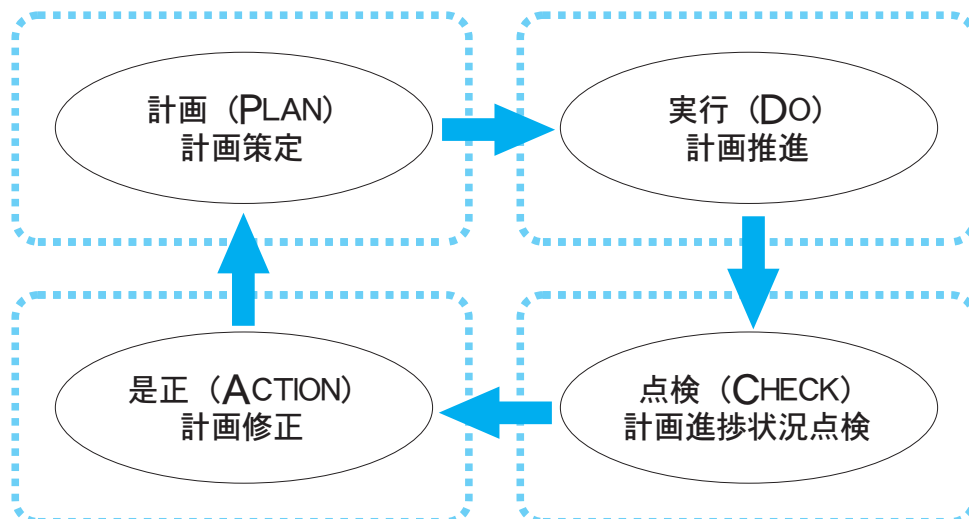
第3節 計画期間・計画年次

環境基本計画の計画期間は、平成21（2009）年度から平成30（2018）年度までの10年間とします。また、新たに発生する様々な環境課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。そのため、環境基本計画では中間5年目の平成25（2013）年度に施策の達成状況を確認し、修正等の改訂を行います。

また、環境行動計画の計画期間は、平成21（2009）年度から平成25（2013）年度までの5年間とし、必要に応じて追加や修正等を行います。



計画の見直しにあたっては、「PDCA サイクル」の手法により行います。



※ PDCA サイクル：PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（点検）→ ACTION（是正）→ PLAN（計画）・・・」の繰り返しによって、計画の実効性を継続的に高めます。

第4節 計画の構成

本計画は下記に示すような3つの部によって構成されており、それぞれの部は概ね下記に示す内容となっています。

第1部 計画の基本的事項

行動計画全般に共通する背景や基本的な考え方、及び行動計画そのものの枠組み等の内容について示しています。

第2部 行動編

基本計画に掲げた基本理念の達成に向けた、先導的・具体的な計画を示しています。特に重点的に取り組む事項を重点プロジェクトと位置づけ、項目ごとに目標及び指標を設定しています。

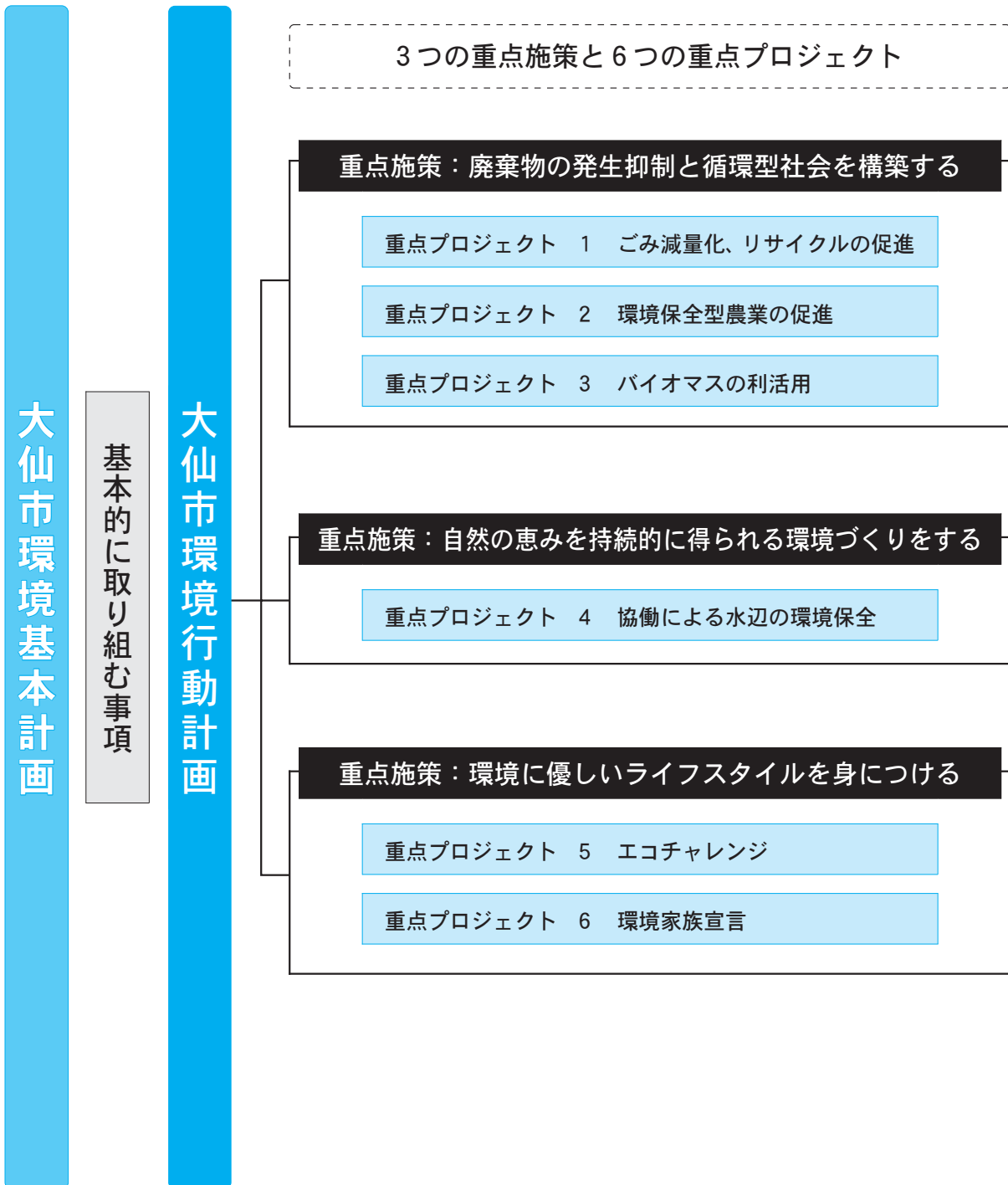
第3部 資料編

行動計画の取り組みの必要性を理解していただくため、環境に関する情報を整理して示しています。



第5節 計画の体系

環境基本計画の中で特に重点的に取り組む項目を取り上げ、次の体系に従って具体的な取り組み内容を示していきます。



第6節 施策の方向

項目ごとに重点施策・重点プロジェクト・環境指標など、具体的な取り組みに向けた方針を示しています。重点施策・重点プロジェクトごとに次の記述方法により簡潔に整理しています。

(1) 重点施策・重点プロジェクト・環境指標

・重点施策、重点的に取り組む事業(重点プロジェクト)、環境指標などを示しています。

【重点施策】

環境施策の中でも、特に取り組み進めていくための方針を定めています。

【重点プロジェクト・環境指標】

具体的に取り組む事業名称、目標、及び担当課を記載しています。これらの取り組みは計画策定時のものであり適宜見直していきます。なお、市域において国・県等が取り組む内容を含みます。



(2) 現状と課題

・項目ごとの本市の現状と課題を示しています。



(3) 課題の整理・取り組みの体系

・課題解決に向けた方針や事業概要を示すと共に、項目ごとに体系化し整理しています。

【課題の整理】

項目ごとに課題を整理し、問題解決のための方針を示すと共に、具体的に取り組む事業内容を記載しています。

【取り組みの体系】

重点施策、重点プロジェクト、及び具体的事業・内容を体系化し、整理しています。

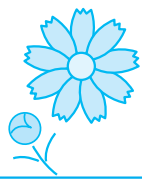


第2部 行動編

第1章 重点施策1

「廃棄物の発生抑制と 循環型社会を構築する。」

- 第1節 重点プロジェクト 1 ごみ減量化、リサイクルの促進
- 第2節 重点プロジェクト 2 環境保全型農業の推進
- 第3節 重点プロジェクト 3 バイオマスの利活用



第1章

重点施策1

廃棄物の発生抑制と循環型社会を構築する。

私たちは、これまで大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動に支えられ、物質的に豊かな生活を送ってきました。しかし、現在の環境問題は、廃棄物の増大や地球温暖化問題など、このような社会経済活動に基づくものが少なくありません。私たちが将来にわたり良好な環境を確保し、次の世代に引き継いでいくためには、社会経済活動やライフスタイルのあり方を見直すべき分岐点にたっていると言えるのではないでしょうか。限りある資源を大切に、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指します。

重点プロジェクト 1

第1節 ごみ減量化、リサイクルの促進

生活様式によってもたらされる環境への負荷は地球上に様々な問題を起こしています。その問題の中には、地球温暖化や資源の枯渇問題があります。このまま対策を講じなければ、やがて現在社会を継続することが難しくなり、次世代に豊かな環境を引き継ぐことが困難になります。

廃棄物の焼却、埋め立てといった行為は、これらの問題に与える影響が極めて大きいものです。ごみの減量化、リサイクルを推進することは、環境への負荷を低減し、将来の子供たちに豊かな環境を残していくという、現在に生きる私たちの責務を果たすことができるだけでなく、最終処分場の延命化や焼却施設の改修を遅らせることができ、財政的な効果も期待できます。

さらに、物を大切にする意識を広めることで、地球を、自然を、人の命を大切にする心を育むこともできます。社会情勢の変化に対応し、焼却・埋め立て処分を中心とする廃棄物対策から転換を図り、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化、再使用、再生利用を推進します。

環境指標

項目	現状 平成 18 年度	目標 平成 25 年度	担当課
ごみ総排出量	37,521 t	28,000 t	環境課
ごみ排出量※	33,823 t	23,000 t	
再資源化量	3,698 t	4,600 t	
リサイクル率	9.9 %	17.0 %	
1人あたりごみ量	984 g	750 g	

※ごみ排出量とはごみ総排出量から資源ごみを除いたものです。
(可燃、不燃、粗大ごみの3種類)

項目	目標 平成 25 年度
レジ袋削減取り組み事業所※	100 事業所 マイバッグ持参率 50 %

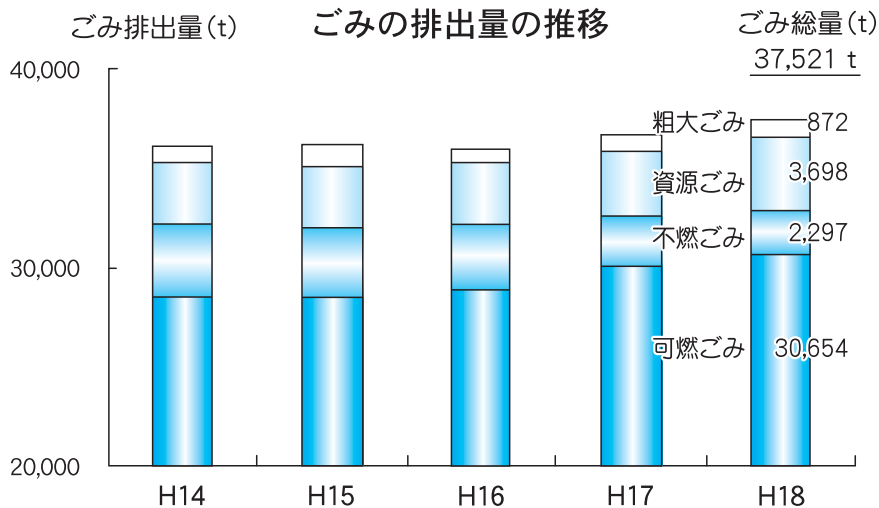
※容器包装リサイクル法に定める、指定容器包装利用事業者(容器包装多量利用事業者を含む)
容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・平成 19 年 4 月より施行。飲食料品などの小売業者は、レジ袋などの容器包装を用いる量の低減に向けた目標の設定と取り組みが求められることとなりました。



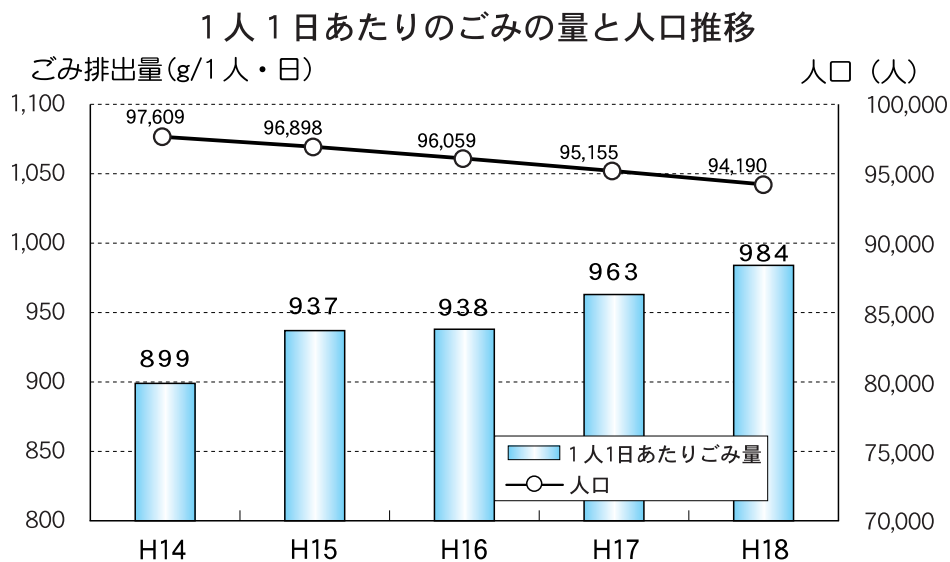
現状と課題

●ごみの排出量

家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの排出量は、年々増える傾向にあります。ごみは基本的に焼却されており、処理にかかる費用も膨大な金額となっています。

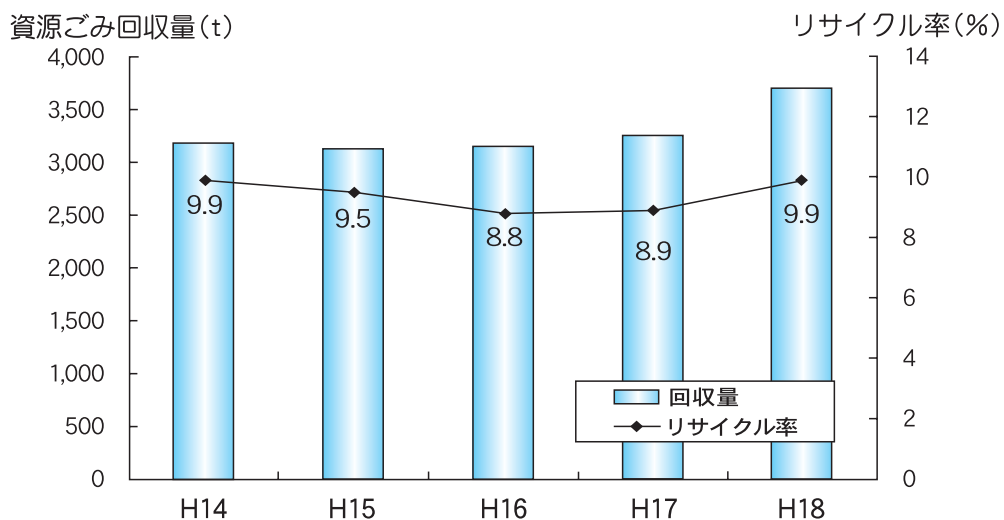
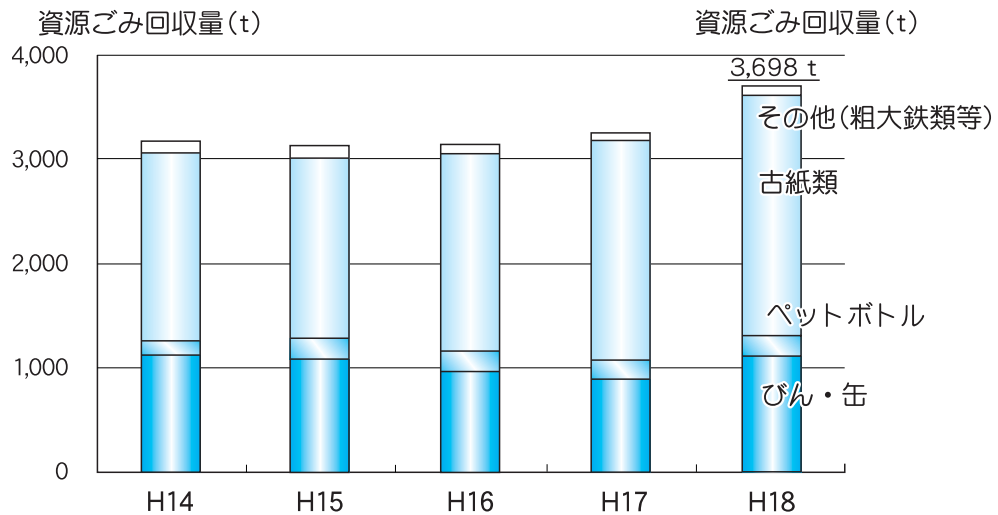


ごみの排出量は、平成 14 年以降減少する傾向がなく、年々増加しています。増加の要因は、ごみの排出量の約 8 割を占める、燃やせるごみが増えていることにあります。燃やせないごみについては、分別の徹底により大幅に減少しています。



1 人 1 日あたりのごみ排出量は、人口が平成 14 年度の 97,609 人に対し、平成 18 年度は 94,190 人と減少していますが、排出量は増加しています。1 人 1 日あたりのごみ排出量は平成 14 年度の 899 g に対して、平成 18 年度は 984 g と 85 g 増となっています。

●資源ごみの回収量



資源ごみは、平成14年度から新たな分別区分（びん・缶類、ペットボトル、古紙類）となり、分別意識の向上により年々増加傾向にあります。

古紙類の回収量が増加しているのに対し、びん・缶類、ペットボトルの回収は平成15年度以降横ばいの傾向となっています。



課題の整理

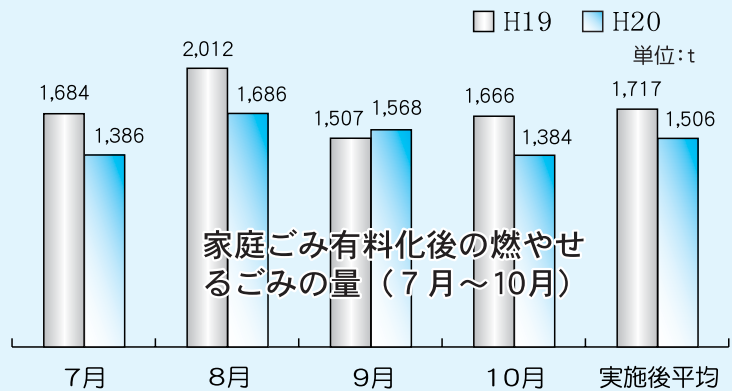
(1) ごみの発生抑制

私たちの生活は、生活水準の向上とともに大量消費型のライフスタイルが広く定着し、この豊かさと同時に大量のごみを排出してきました。また、資源物を分別せず可燃ごみとして出していることも、ごみを増やす一因となっています。

また、私たちが日常買い物をする製品の包装はまだ過剰なものが多く、ダンボールやトレイ・ペットボトル等の容器・包装類等の排出量が多くなっています。私たちがごみとなるものを“いらない”と意志表示し、環境への負荷の軽減を図るため、必要以上に買わない、できるだけごみを出さない努力が必要です。

●家庭ごみ有料化制度

平成 20 年 7 月より有料化が始っています。みなさんの取り組みが、ごみ排出状況に変化をもたらしており、昨年と比較し全体で平均 12.3%の減となっています。



(2) 再使用・再生利用

きちんと分別さえすれば、資源として生まれ変わることができるものがたくさんあります。限りある資源を有効に活用するには分別が必要不可欠です。平成 14 年度から新たな分別区分となり、広報紙やパンフレット等により分別意識の向上に努めており、回収量が年々増加してきています。持続可能な循環型社会形成に向け、生産段階のみならず使い終えたあとの廃棄の段階でも、今まで「ごみ」としてきたものを、再生資源として見直していくことが求められており、さらなる取り組みを図る必要があります。

すでに再資源化のルートで分別されているびん、缶、ペットボトルは勿論、発泡スチロール、食品トレイ、牛乳パック容器、紙類やプラスチック類のいっそうの再資源化を進めていかなければなりません。3R(ごみの発生抑制、再使用、再生利用)への市民・事業者の方々の積極的な取り組みが必要であり、排出者としての自覚とともに、生活様式や事業活動の見直しが強求められます。

アルミ缶回収で全国一の評価 豊成中学校の空き缶回収活動



豊成中学校が、アルミ缶リサイクル協会の最優秀表彰を受けました。同校では4年前からJRC委員会が中心となって中仙地域内の事業所をまわり「空き缶出張回収」を行っておりその回収量の多さから全国一の評価を受けました。

平成19年12月16日広報掲載

(3) 廃棄物の不適正処理対策

市民の手でごみのない美しい環境をつくるため、環境美化活動として「クリーンアップ」などの取り組みが行われています。こうした活動により、散乱しているごみは減少してきましたが、依然として、たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨てが目立つほか、河川敷や山間部では悪質な不法投棄が見受けられます。そのため、さらに環境美化に対する意識の向上を図る必要があります。

また、廃棄物の野焼きや不法投棄による景観や環境の悪化が心配されます。これらの問題を解決し、快適な生活環境を実現していくためには、法令の規制とともに市民一人ひとりが環境に配慮した生活を考え、責任を自覚して取り組んでいかなければなりません。

(4) レジ袋削減の推進

レジ袋は、私たちの暮らしに身近なものとなっていますが、消費者の方々の主体的な行動により使用を選択できる容器包装です。このため、レジ袋使用削減の推進は、ごみの発生抑制に関する消費者意識の向上に大きな効果が見込まれます。

スーパー等で配布されるレジ袋はプラスチック製包装の中で大きな割合を占めており、その容易な配布・使用を抑制し、エコバッグなどの持参を促進することは、ごみの発生抑制を図る上で効果的です。

■レジ袋辞退による効果

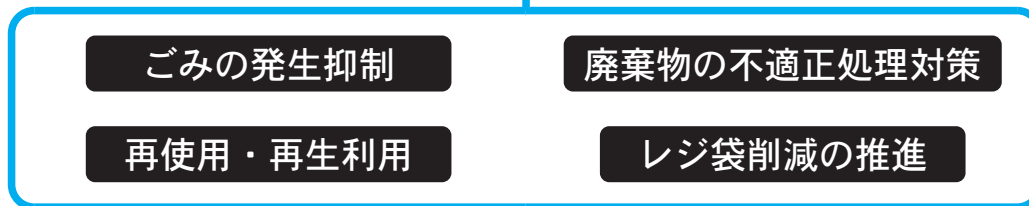
- ・ごみ減量化に寄与
- ・石油資源の節約に寄与
- ・小売店のコスト削減に効果
- ・消費行動からの環境意識の形成
- ・年間のレジ袋使用量 約300億枚を削減（※国ベース）
- ・マイバッグ持参によりレジ袋を辞退した場合、1世帯あたり年間約58kgの二酸化炭素排出量を削減



取り組みの体系

重点施策：廃棄物の発生抑制と循環型社会を構築する

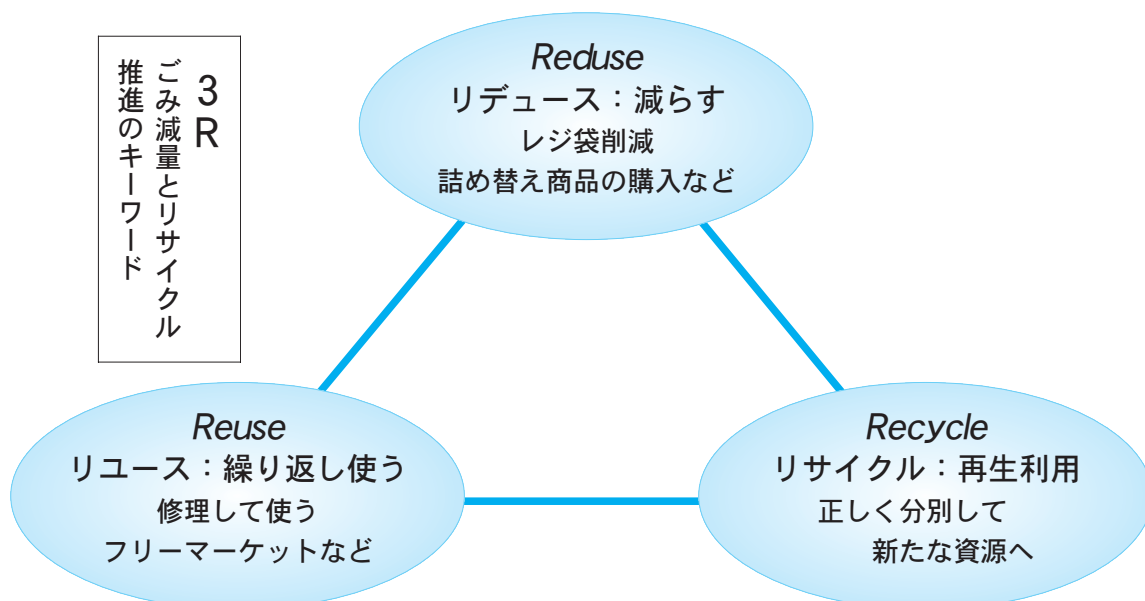
重点プロジェクト 1 ごみ減量化、リサイクルの促進



私たちの生活を振り返ると、身の回りには安価な値段で様々な製品が氾濫し、必要以上にもものを購入したり、新しいものに価値があるような生活をしてきました。また、修理して長く使うよりも新しいものを購入する方が「得」と感じる傾向もあります。

これから私たちは、ごみとなるものを“いらない”と意志表示し、ごみの3R（Reduce リデュース「ごみの減量」・Reuse リユース「繰り返し使う」・Recycle リサイクル「再生利用」）を徹底すると共に、毎日排出される生ごみの有効利用を考え、市民・事業者・行政の協働による「ごみゼロ運動」に取り組んでいかなければなりません。

また、ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、地域の土壌や水質に重大な影響を与えかねません。私たちの生活環境を守り、この美しい自然を次の世代に引き継いでいくため、一人ひとりがごみに対する意識を高め、不法投棄をしない、させない、ごみのない地域をつくっていきましょう。



重点プロジェクト 2

第2節 環境保全型農業の推進

「環境にやさしい農業（環境保全型農業）」とは、技術的観点から有機物の土壌還元等による土づくりと合理的作付け体系を基礎として、化学肥料、農薬等の効率的利用により、これら資材への依存を減らすこと等を通じて環境保全と生産性向上等との調和のもと、幅広く実践が可能な農業と定義づけられています。

農業は、本来生態系を活用した物質循環型の産業であり、環境との調和を基礎に、長期的に持続できる産業です。また、農業は、食料の生産に加えて、環境を保全するといった多面的な機能を有しています。農業生産の向上に化学肥料や農薬等の果たした役割は大きいものの、生産効率の追求によるこれら資材への依存の高まりから、土壌、水質環境への配慮が必要とされています。化学肥料、農薬等の使用に伴う環境への影響をできる限り軽減し、環境の保全と生産性の維持・向上が調和した「環境保全型農業」を市民や関係団体の方々と一体となって取り組みます。

環境指標

項目	現状 平成 19 年度	目標 平成 25 年度	担当課
化学肥料・化学合成農薬等使用量(主要品目)	18,997 t	10%減	農林振興課

単肥・化学肥料・消石灰・土壌改良材・化学的栄養剤等：18,005 t、農薬：992 t

項目	現状 平成 20 年度	目標 平成 25 年度	担当課
エコファーマー※	131 人	300 人	農林振興課
農地・水・環境保全 取り組み団体※	123 団体	150 団体	

※農業者（法人を含む）の方が、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、その計画が適当と認められると、エコ・ファーマーとなることができます。

・持続性の高い農業生産方式

- (1) 堆肥等有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いもの（土づくりの技術）
- (2) 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの（化学肥料を減ずる技術）
- (3) 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの（化学農薬を減ずる技術）

※農地・水・環境保全向上対策：農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきており、農業全体の在り方は環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、地域で実施する農村環境保全に係る共同・営農活動に対する支援が必要となっています。



現状と課題

●堆肥・有機資材等

・農作物施肥基準の遵守

肥料を過剰に施用すると、作物に吸収されない余剰な成分が流れ出し、地下水や河川を汚染する原因となるため、作物ごとに最も効率のよい施肥量を施肥基準として示しています。農協等は、この基準をもとに栽培暦を作成するとともに、作成しない場合でも農家においては施肥基準を参考にして、施用量が過剰にならないようにすることが必要です。

・施肥方法の改善

肥料の利用効率を上げるために、作物が肥料を吸収しやすいようにして、吸収されずに流れ出す肥料分をできるだけ減らすことが求められます。緩効性肥料や、追肥重点・局所施肥など肥料成分の流出が少ない肥料の利用や施肥方法の普及が必要です。また、水田からの濁水や肥料成分の流出低減効果をより高めるためには、適切な水管理や適正な施肥が必要です。

・土壌診断に基づく施肥

農地によって、土に含まれている肥料成分量には違いがあります。この違いを考慮せず、一律な量の肥料を施用することで、過剰となった肥料成分が流れ出したり、反対に肥料不足で十分な生育ができない場合もあります。このため、土壌診断を定期的の実施し、土壌に含まれている肥料成分を考慮した施肥を行うことが必要です。

・有機質資材の適正な利用

堆肥等の有機質資材の施用は土づくりに有効であり、積極的に活用していく必要があります。しかし、有機質資材も肥料成分を多く含んでいることから、施用量に注意しないと、土壌中の肥料成分が過剰になるおそれがあります。このため、環境に負荷を与えない施用量を有機質資材の施用基準として示しており、この基準を参考にして、施用量が過剰にならないようにすることが必要です。

また、有機質資材を施用した後、長期間、作付けがされないと雨によって肥料成分が流れ出してしまいます。このため、堆肥施用の後には長期間放置しないようにするか、緑肥栽培を計画的に組み入れる必要があります。

●農薬

・農薬の適切な使用

農薬は、農作物などを病害虫、雑草などから保護し、あるいは作物自体の生育を調節することにより農業生産の安定化、生産物の品質の向上、農作業の省力化を図るために用いる重要な農業資材です。しかし、多くの消費者が不安なイメージを抱いていることも事実です。農薬の使用にあたっては、農薬取締法に基づき容器に表示されている使用基準を遵守して使用する必要があります。

農薬の使用にあたっては、環境負荷低減を考慮して、対象とする病害虫に効果のある農薬を使用することや、登録のある農薬の中でもできるだけ人畜毒性などの低い農薬を使用するように心がけることが大切です。

また、水質の汚濁を防止するため、公共用水域に農薬が飛散又は流入するおそれがある場所では使用せず、これらの場所以外でも一時に広範囲には使用しないことが必要です。特に、水田では、農薬散布後1週間程度は田水の流出を止める必要があります。

・飛散防止対策

農薬がほ場外へ飛散し目的外の農作物に付着することのないように注意することが必要です。住宅地内や住宅地に近接した農地で農薬を散布する時には、風向きに注意するなど、飛散防止に努めるとともに、事前に近隣住民に周知することが望まれます。

●農業用廃棄物

施設園芸などに使用されるフィルム等の農業用プラスチック類は、重要な生産資材です。また、肥料や農薬の袋や容器などにもプラスチック製のものがあります。

これらの資材の利用に伴い、使用済プラスチックフィルムや農薬の空容器等様々なものが排出されます。これらは、野焼きや不法投棄など不適切な処理をすれば環境に悪影響を与える恐れがあり、適切な処理をすることが必要です。

●共同活動による農地保全

農業の生産活動に伴って、生産と環境の両立を図り、消費者ニーズに応える安全・安心な農産物を生産していくためには、環境に配慮した基盤づくりが求められます。

現在、農地・農業用水等の保全管理活動への参加は農業者の方々がほとんどですが、将来の農家戸数の減少、高齢化の進行が予測されることや、共同活動が減少するなど集落機能の低下により、地域資源の適正な保全管理が困難となることが危惧されます。さらに今後は、農業農村の多面的機能の発揮や自然環境の保全向上など、ニーズに応じていくことも求められるため、効果的に保全管理を進める仕組みづくりが必要とされます。



課題の整理

合理的作付け体系と土づくりを基本とし、農薬や化学肥料など生産資材の使用方法の見直しや、家畜排泄物等の有機性資源のリサイクル、農業用水の水質改善、農村集落環境の整備、農村の景観保全、各種意識向上のための啓発活動など、生産から生活に至る諸々の環境対策を総合的に進め、農村が本来有する美しい原風景の維持復活に努め、真に快適な農村づくりを目指します。

(1) エコファーマーの拡大

環境にやさしい農業（環境保全型農業）の拡大を図るため、これまでに培ってきた技術を活用し、広く実践していくとともに、環境負荷低減効果を把握し、より効果的な技術の普及に努めます。また、作物ごとの栽培暦、防除暦の作成指導等を通じて、地域の特性にあった環境にやさしい技術の円滑な導入、実践を進めます。

また、農業者の方々に対し、土壌診断に基づいた土づくりなどの技術指導を通じて環境負荷低減の取り組みを進めるとともに、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減を一体的に取り組みを推奨し、エコファーマーの拡大を進めます。

(2) 農薬・化学肥料の低減

近年、農業労働力の弱体化に伴い、ともすれば病害虫や雑草の防除が過度の農薬に依存したり、また、防除適期を逸することなどにより被害を大きくするといった事例が、いまだに多く見られる状況にあります。

このため、できるだけ環境への影響が少ない農薬による必要最小限の薬剤防除を組み合わせた防除方法を構築することによって病害虫等の発生状況に応じた適期、的確な防除を推進します。

- ① 病害虫の発生予察技術の精度向上と地域発生予察システム等の充実強化の支援をするとともに、農家等に対する病害虫発生予察情報の提供を行う。
- ② 病害虫、雑草の発生状況と農産物の収量、品質への影響の程度を踏まえた防除要否の判断基準（要防除水準）の見直し等を行う。

また、肥料は、作物生産の維持及び増進を図る上で欠かせない資材であり、その適切な施用肥基準を定め、農家に対する技術指導を行っていますが、過剰な施肥による水稲いもち病の多発など作物の耐病性や品質の低下が指摘されており、さらに肥料成分の河川や地下水への流出により環境への影響を心配されています。

このため、土づくりによる土壌の総合的な改善をすると共に、地力の増進を図り、施肥の低減に努める必要があります。また、肥料成分の吸収特性が異なる作物を組み合わせた輪作による肥料成分の有効利用技術、田畑輪換等による肥料成分の流出等を防ぐ技術と組み合わせることで普及を推進します。

さらに、これらの推進を支援するため、土壌診断や生育診断に基づいた施肥施計等が樹立できるような体制整備を図ります。

（3）安全安心な土づくりの推進

土づくりは環境にやさしい農業の基本であり、持続的な生産を維持する上で欠かせない要素です。以前は、農家の営農活動の中で土づくりが行われていましたが、最近では農家の高齢化や兼業化等による労働力不足に加え、その効果やメリットが短時間に現れにくいことなどから、土づくりの意欲が低下してきており、地域によっては作土の浅層化や地力の低下が懸念されています。一方で、未熟な家畜排泄物の多用による問題等も指摘されており、有機質の施用の偏りが問題となっています。このため、適正な有機性資源の循環を踏まえ、環境にやさしい土づくりを支援します。

- ① 土壌診断に基づく合理的な有機物の施用ができるよう、地域に密着した土壌診断体制を整備する。
- ② 土づくりに関するきめ細やかな情報を提供できる体制を整備する。

（4）農業用廃棄物の適正処理

農業生産活動に伴い、ビニールフィルム、肥料袋、農薬空容器等各種の農業用廃プラスチックが発生していることから、廃プラスチック等の廃棄物そのものの排出量削減やリサイクルへ向けた関係団体との連携を強化していきます。

（5）農地・水・環境保全の向上

農地・農業用水等の資源は、これまで集落など地域の共同活動により保全管理されてきました。これらの資源は、農業だけでなく農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしていますが、高齢化や混住化が進行して、地域で適切に保全管理していくことが難しくなってきました。また、農村においても環境に対する評価が高まっており、農地・農業用水等の資源の保全と併せて農村環境の質的な向上が求められています。

環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産のあり方は環境保全を重視したものに転換していくことが求められており、農村環境を守り、質を高める地域共同の取り組みと、環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的に支援します。



取り組みの体系

重点施策：廃棄物の発生抑制と循環型社会を構築する

重点プロジェクト2 環境保全型農業の推進

エコファーマーの拡大

農薬・化学肥料の低減

安全安心な土づくりの推進

農業用廃棄物の適正処理

農地・水・環境保全の向上

環境と安全に配慮した農業を「農業の持つ物質循環機能を生かし、環境負荷要因となり得る肥料や有機質資材、農薬等の各種資材の適正な使用によって、土壌、水、大気、生態系等への負荷低減と、農薬残留や重金属汚染などが起こらないように農産物の安全確保に最大限に配慮した農業」と位置づけ、農業全体が環境と安全に配慮した農業になるように推進します。

推進にあたっては、国、県及び農業団体等関係者が共通の認識のもとで、一体となった取り組みを行うとともに、それぞれの立場から、農業者自らが、農業による環境負荷を正しく認識し、環境と安全に配慮した農業に主体的に取り組むよう啓発を進める必要があります。

環境にやさしい農業の推進を広く生産者に理解してもらうため、栽培基準の作成、展示ほの設置など広く啓発活動を実施していきます。

また、現在までに様々な取り組みが行われており、これらの先進的取組事例について調査収集を行うとともに、環境にやさしい農業（環境保全型農業）の普及程度についても状況を把握します。

一方、消費者の方々に対しても環境にやさしい環境保全型農業への取り組みを広報などによりPRすることにより農業・農村の多面的機能や役割について理解を深めるとともに地域農産物の消費拡大に対しての支援を行っていきます。

重点プロジェクト 3

第3節 バイオマスの利活用

私たちの生活は、これまで、石油・石炭などの化石資源に依存してきました。しかし、化石資源に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来型のライフスタイルや社会経済活動は、地球温暖化の深刻化や、廃棄物、有害物質などの増加といったさまざまな環境問題を引き起こしており、限りある資源やエネルギーを持続的に利用する循環型社会への転換が必要となってきました。

このような状況の中で、動植物から生まれた再生可能な有機性資源（化石資源を除く）である「バイオマス」は、二酸化炭素の発生量を増加させない新たなエネルギー源として、さらに、肥・飼料等の原料や、生分解性プラスチックといった新素材の原料として、また、それらの利活用により環境産業などの新たな産業の育成や雇用の創出などによる農林業・農山村の活性化などにも寄与できる有用・有益な資源として、注目されています。今後、その利活用技術の進展等により、その可能性は、さらに拡大することが期待されています。

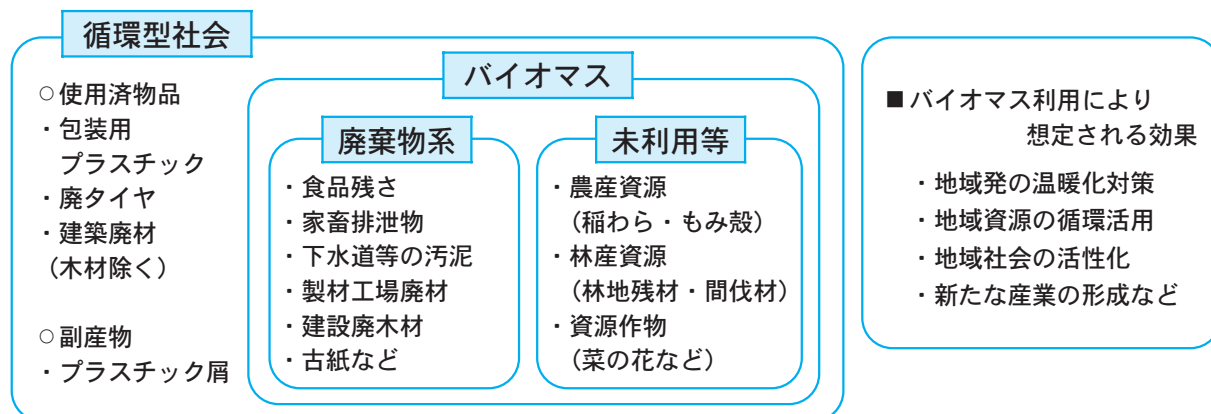
環境指標

項目	目標 平成21年度	担当課
バイオマスタウン構想	策定	農林振興課

バイオマスタウン構想策定に係る目標基準

項目	目標基準	担当課
廃棄物系バイオマス利用率	90%以上	環境課 農林振興課 下水道課
未利用バイオマス利用率	40%以上	

バイオマスタウン：地域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域





■バイオマスとは：

バイオマスとは、元来は生物資源の量を表す概念であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。

従来、その資源量が十分にありながら、分散していたり水分が多いなどの理由で処理効率やコストの面から有効な活用が行われていませんでした。

しかしながら、環境問題への関心が高まるなか、技術的な進展もありエネルギーや新素材としての新たな利用が可能となり、近年、身近な資源として、その利活用の推進が求められています。

バイオマス資源は、大きく分類すると「廃棄物系バイオマス」「未利用バイオマス」「資源作物等のその他バイオマス」に分けられます。

「廃棄物系バイオマス」には、家畜排泄物、生ゴミ等の食品廃棄物、建設発生廃木材等の木質バイオマスなどがあります。

「未利用バイオマス」には、稲わら、もみ殻などの農業廃棄物、森林バイオマス（間伐材）があります。

また、近年、「資源作物等その他バイオマス」も注目されており、サトウキビから燃料アルコールを精製するなど、資源利用としての研究が進んでいます。

分類	小分類	具体的対象例
廃棄物系バイオマス (利活用されない場合、廃棄物として有償処理される資源)	家畜排泄物	牛、豚、鶏等の家畜ふん尿
	食品廃棄物	食品製造・加工残さ
		食品販売残さ（小売店等の売れ残り、飲食店等の事業系生ゴミ）
		一般廃棄物系の生ゴミ
		廃食用油
		果物くず
	木質バイオマス	建設発生廃木材、製材工場廃木材
		造園剪定枝
	下水汚泥等	公共下水汚泥、農業集落排水汚泥
	廃棄される紙	古紙
黒液	パルプ工場廃液	
水産廃棄物	水産加工残さ	
未利用バイオマス (新たなコストをかければ利活用できる資源)	農業廃棄物	稲わら、麦わら
		もみ殻
	森林バイオマス	林地残材、間伐材
資源作物等のその他バイオマス	資源作物	菜の花
	糖・でんぷん等	サトウキビ、トウモロコシ

現状と課題

●バイオマス利活用に係る共通課題

・技術的課題

メタン発酵をはじめバイオマス利活用に係る機器やプラントなど多くの技術については、バイオマスのエネルギー利用で先行する欧米から導入されています。これらの海外の技術の早期導入を進めるには、バイオマス利活用に係る諸条件に応じた独自の運用ノウハウなどの不足や導入される海外技術の信頼性などについての評価が定まっていないこと、高コストであることなどが課題として指摘されています。

また、ガス化、液体燃料化など高効率エネルギー転換技術の開発が進められていますが、各地域におけるバイオマスの利活用を促進するためには、バイオマスの種類や発生量、需要の状況など地域特性に適合した独自のシステム開発が重要な課題となっています。

・事業環境や法制度の課題

バイオマス利活用についての社会的認知度がいまだ低く、そのことが利活用施設整備に際しての支障となっており、民間事業者の方々が取り組もうとした場合にも、一般的な認知度の低さに加え、バイオマスの長期的かつ安定的な調達、バイオマス製品やバイオマスエネルギーの需要先の確保等が不確定であることなど、事業リスクが高めに評価されることから資金調達に際しても不利な面があります。

バイオマスの利活用は、廃棄物処理と表裏一体の部分があり、廃棄物処理法やリサイクル法の規制に則した適正処理が必要ですが、そうした規制によって、廃棄物収集運搬業の許可が必要となり、しかもその手続きが煩雑になるなど利活用に支障を来すという指摘もあります。

市民、事業者、行政それぞれが環境を保全するという共通意識の下、グリーン調達・購入の観点から、ある程度のコストアップを許容しながらバイオマス製品やバイオマスエネルギーの積極的な利用に努めることも重要です。

・経済性の課題

バイオマスの利活用に係るプラントは、一般に高コストであり、現状では、採算性を確保するために公的機関による施設整備に対する補助制度が前提であるとする事業者がほとんどです。また、初期導入コストのほか、収集・輸送コスト、副産物・残さ処理コスト、人件費など事業運営のコスト面の厳しさも指摘されています。

バイオマス利活用の経済性について、たとえば発電コストといった観点からみると、多くが従来より高くなると考えられますが、コスト構造をたどれば、逆有償による引取（廃棄物処理費用）が重要なポイントとなっており、廃棄物処理費用の低減、二酸化炭素の排出削減、副産物による収入増、また、エネルギー利用に関しては、地域分散型エネルギー、自家消費による電力自給としての意義などを総合的に評価しながら経済性を高めていくことが必要です。



■ バイオマスの現状

(1) 有機性汚泥（下水道汚泥など）

下水道由来のバイオマスである下水汚泥については、下水道の普及拡大に伴い発生量が着実に増大しており、その効率的な処理、処分、及び利活用が課題となっています。既に一部の施設において資源化への取り組みが実施されていますが、さらなる利活用を目指して、引き続き対策を進める必要があります。

下水道処理施設は公共下水道・特定環境保全公共下水道処理施設2ヵ所（刈和野・強首）、農業集落排水処理施設2ヵ所（上野・川里）において乾燥汚泥装置を設置し、肥料化された製品は周辺地域に緑農地還元されています。全ての下水道処理施設（公共下水道・特定環境保全公共下水道、農業集落排水）のうち、汚泥乾燥未処理施設は22ヵ所あり、その汚泥量は2,154m³となっています。一部民間事業者の方々による肥料化が行われていますが、そのほとんどは焼却され、残さは埋め立て処理されています。

なお、秋田県が運営する流域下水道処理施設については、炭化処理され肥料や土壌改良材などに利用されています。

(2) 家畜排泄物

家畜の排泄物については、堆肥等への利用が進められています。平成16年11月より、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が完全施行され、家畜排泄物の適正な処理と利用方法の確立が課題となっています。10頭以上の多頭飼育者は堆肥舎施設の整備が義務づけられたことから、個別に堆肥化し、自己処理や近隣農家に頒布するなど化学肥料の代替として耕畜連携により田畑等へ還元処理されていますが、さらなる利活用の促進が求められます。

(3) 生ごみ（一般家庭・事業系）

一般家庭ではコンポスターを使用した堆肥化が一部取り組まれています。多くの家庭の生ごみは、ほとんどが焼却処理されています。また、事業系生ごみについては、一部事業所において機械式処理機を用いた堆肥化や農家へ家畜飼料として、供給処理がなされていますが、多くが家庭から出る生ごみと同様に焼却されています。

(4) もみ殻・稲わら

農業粗生産総額は2,294千万円となっており、このうち米の生産額が全体の約7割を占めています。作物別では米が1,634千万円、野菜が317千万円などとなっています。水稻栽培により発生するもみ殻は、野菜・果樹の敷料、雑草防止や畜舎敷料や堆肥の水分調整などに利用されています。ライスセンター利用組合や農家の一部には畜産農家と契約し処理しているものの、多くは田畑に散布するなどの処理がされています。稲わらについては、同様に敷料などに利用されていますが、多くは収穫時にコンバインで細断して水田にすき込まれています。

（5）製材工場残材、建設廃材（木くず）、林地残材

林地の保全や林業振興等を図る観点からも、林地残材の有効利用が課題となっています。森林面積は市域の約6割を占めており、林業は外国産材の輸入による国産材価格の長期低迷、住宅建設の減少に伴う需要の停滞などにより、育林意欲は低下し、人口林の荒廃が進むなど大変厳しい状況にあります。また、森林所有者のほとんどが農業との兼業であり、所有する規模が小さく分散しており、高齢化も進んでいることから林業従事者は年々減少し、今後の担い手の確保と育成が課題となっています。一方、自然志向の高まりに伴い、森林の持つ公益的機能の重要性が再認識されており、「水質源涵養性」「国土環境保全」などの環境的配慮が必要とされています。なお、林地残材・間伐材などの木質バイオマスは多くが放置や廃棄されています。



課題の整理

●利活用にあたっての基本方針

バイオマスの利活用にあたっては、バイオマスの発生から利用までが効率的に結ばれ、様々な種類のバイオマスが総合的に利活用される環境づくりが求められます。また、それらを作り上げるには、バイオマスの分布状況や需要状況が地域ごとに異なるため、市民、地域の各種団体、事業者、行政の創意工夫により、自ら検討・実行・検証がされることが望まれます。バイオマスの利活用を促進するには、各主体の取り組みが重要となることから、これらが進展しやすい環境が創出されるような意識の醸成・啓発をはじめ、事業化の支援などの対応が必要となります。このため、持続的に発展可能な社会の実現に向け、各主体の取り組みが円滑になされるよう積極的に支援します。

市ではバイオマスタウンを目指し、先導的な取り組みとして「下水道汚泥」「農林業廃棄物」の堆肥化・エネルギー化などを旨とする民間事業者等に対して、補助事業や公的資金制度活用などの助言や情報提供をするなど、事業化に向けた積極的な支援を行います。さらに「食品廃棄物」については自治会などの各種団体・市民グループなどによる堆肥化への取り組みに対して育成支援を行うとともに、飼料化に向けて食品関連事業者と畜産農家等とのネットワーク作りを支援します。

●利活用方法のあり方

バイオマスの現状や課題を踏まえ、バイオマス利活用を推進するにあたっての基本的なあり方として次の3点を掲げます。

- ① バイオマスの利活用を推進するにあたっては、「廃棄物を処理する」という意識から、「資源を利活用する」という意識への転換を図る必要があります。

- ② バイオマスをすぐに燃焼させるのではなく、製品としての価値の高い順に可能な限り長く繰り返して利用し、最終的に燃焼させエネルギー化するといった多段階的な利用を目指します。また、堆肥化し緑農地還元するなどの取り組みを推進します。

- ③ バイオマスの利活用にあたっては、原料となるバイオマスの発生状況だけでなく、生産されるバイオマス製品などの需要動向を踏まえ利活用することが必要です。

●取組内容

(1) 意識醸成と周知啓発

バイオマスの利活用に関する基本的な知識・情報について広く市民の方々に周知を図るとともに、市関係機関では、バイオマス製品などを率先して利用・調達します。

①市民・事業者への周知啓発

バイオマスに関する基本的な知識や利活用の必要性等について広く市民の方々に理解していただくために、バイオマスの種類・性質、利活用の意義・方法等について、環境教育も含めて周知啓発を図ります。また、事業者や各種団体の自主的な取り組みやモデル的な利活用等の取り組みを推進するとともに、広報等により掲載周知します。

②分別意識の徹底

バイオマス資源の再資源化を図るうえで、ごみの分別が大きな課題であることから、市民や事業者に対して、ごみの分別について広報や手引きにより周知徹底を図ります。

③市としての率先行動

バイオマス製品などの利用拡大を図るため、率先して利用・調達するよう努めるとともに、市民・事業者の方々にもグリーン購入の取り組みを促します。

(2) 事業化の支援

バイオマスの利活用を地域の活性化策として、民間事業者等が新たなビジネスチャンスとして取り組めるよう、各種情報提供、事業環境の整備に努めます。

①補助事業等に関する情報提供

事業化・起業化を検討する事業者が、バイオマス利活用に関する補助事業・公的融資制度を利活用できるよう情報を提供します。

②関連施設整備における民間事業者への支援

バイオマス利活用を促進するため施設整備等を行う場合には、民間事業者に対して助言や情報の提供などを行います。

(3) 先導的事業

バイオマスタウンを目指し、先導的な取り組みとして、民間事業者や各種市民団体等を事業主体とした次の事業を実施します。

①汚水処理施設で発生する污泥の有効利用

1) 下水道等污泥の利活用（仮称：下水道污泥利活用推進事業）

②地域で発生する有機資源を活用した有機農業・循環型社会の実現

1) 農林業廃棄物の利活用（仮称：農林業廃棄物利活用推進事業）

2) 食品廃棄物の利活用（仮称：食品廃棄物利活用推進事業）



下水道汚泥利活用推進事業（担当課：下水道課）

下水道や農業集落排水施設等より発生する汚泥のほとんどが埋め立て処理されており、有効利用されることが望まれます。市では、民間事業者等による堆肥化等の取り組みを推進するとともに積極的な支援をします。

- ① 本事業の実施にあたっては、豊富な事業経験や手法とノウハウを持つ、民間事業者等が事業主体となることを基本方針とします。
- ② 市では、事業化を目指す民間事業者等に対して、バイオマス利活用に関する補助事業・公的融資制度等を活用できるよう、助言や情報提供を行うなどの支援を行います。
- ③ 支援体制を整備し、継続的・安定的な下水道等の汚泥の堆肥化等による利活用を図り、資源循環による環境貢献を図ります。

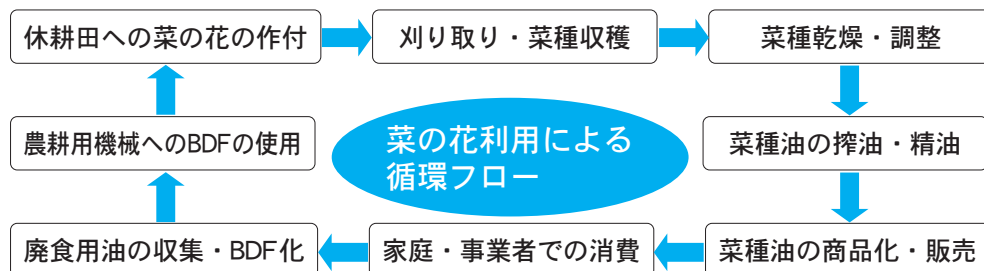
農林業廃棄物利活用推進事業（担当課：農林振興課）

木質バイオマスのほとんどは放置・廃棄されており、畜産排泄物等については排泄物処理の集約化・堆肥の品質向上や利活用が望まれています。市では、民間事業者等による堆肥化等の取り組みを推進するとともに積極的な支援を行います。

- ① 本事業の実施にあたっては、豊富な事業経験や手法とノウハウを持つ、民間事業者等が事業主体となることを基本方針とします。
- ② 市では、事業化を目指す民間事業者等に対して、バイオマス利活用に関する補助事業・公的融資制度等を活用できるよう、助言や情報提供を行うなど支援を行います。
- ③ 支援体制を整備し、継続的・安定的な農林業廃棄物（家畜排泄物・木質バイオマス等）の利活用を推進し、資源循環による環境貢献を図ります。

■取り組み例：菜の花プロジェクトサポート事業

菜の花（資源作物）の菜種や廃食用油からバイオ・ディーゼル燃料（BDF）を製造するサイクルの構築を目指すなど、民間団体が主体となった取り組みが進められています。今後、民間団体が菜種搾油施設やBDF精製施設などの整備する場合には、市ではこのような自主的な取り組みに対して、助言や情報提供をすると共に、必要に応じて助成などの支援を行っていきます。



食品廃棄物利活用推進事業（担当課：環境課）

各家庭や食品事業所において発生する食品残さなどを堆肥化・飼料化し、緑農地還元や家畜飼料として有効利用することが望まれます。市では、関係各主体の自主的な取り組みに対して積極的な支援を行います。

- 堆肥化 ① 自治会などの各種団体・市民グループなどの自主的な堆肥化に向けた取り組みに対して、支援することを基本方針とします。
 ② 市では、小中規模の取り組み団体が地域・市域に拡大するよう、育成支援を行います。
- 飼料化 ① 食品関連事業者や家畜農家等の自主的な飼料化に向けた取り組みに対して、支援することを基本方針とします。
 ② 市では、関係事業者・農家のネットワーク作りを支援し、地域の食品・農作物残さの利活用により環境配慮型の地産地消を目指します。

事業実施に当たっての配慮

バイオマスを取り巻く環境は、日々変化しており、計画や事業の見直しについては、技術革新の動向や社会情勢等を踏まえながら柔軟に対応する必要があります。

また、事業の実施にあたっては、地域の特性に配慮するとともに、常に事業の安定性や継続性を検証し、効果的に実施する必要があります。さらに、市民の方々や関係者と共にバイオマス利活用の重要性や意義についての認識を深め、意識の醸成を図ることも重要です。これにより、バイオマスの利活用を推進し、環境への負荷の少ないバイオマスタウンを目指します。



取り組みの体系

重点施策：廃棄物の発生抑制と循環型社会を構築する

重点プロジェクト3 バイオマスの利活用



近年の燃料価格の高騰、地球温暖化防止、農山村地域の活性化などの観点から、バイオマスの利活用への関心が高まっています。また、本市は水稲をはじめとし、大豆や野菜など豊富な食料供給の基盤が整っており、地域で循環利用するための資源にも恵まれています。

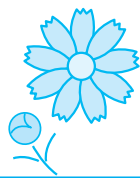
しかし、バイオマスの利活用は、単に大規模な施設整備を行えばうまくいくというものではなく、堆肥やエネルギーなどに変換させ、生み出される製品が有効に循環する必要があります。例えば、家畜排泄物の堆肥化の場合、出し手である家畜農家と受け手である耕種農家の連携により堆肥施用を推進し、化学肥料を減少させるなど、地域一体となった取り組みが不可欠となります。

第2部 行動編

第2章 重点施策2

**「自然の恵みを持続的に
得られる環境づくりをする。」**

第1節 重点プロジェクト4 協働による水辺の環境保全



第2章

重点施策2

自然の恵みを持続的に 得られる環境づくりをする。

近年、河川を取り巻く状況は大きく変化しており、治水、利水の役割を担うだけでなく、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間を活かした、潤いのある生活環境の場としての役割も期待されております。また、地域の風土と文化を形成する重要な要素として、その個性を活かした川づくりが求められています。

このような背景から、平成9年6月に河川法が改正され、同年12月より施行されました。これまでの「治水・利水」を重視した内容に加えて、水質や生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといったニーズの増大に応えるため、新たに「河川環境の保全」を加えた総合的な河川整備の推進を図ることになりました。

こうした新しい考えに基づく河川整備に関するニーズに的確に応え、河川の特性と地域の実情に応じた河川環境の整備を進める必要があります。

重点プロジェクト 4

第1節 協働による水辺の環境保全

「健全な水環境」とは、生活や生産に必要な水の利用、水質の浄化、生物の生息・生育、気候の緩和等、自然の水循環がもたらす恩恵が基本的に損なわれていない状態です。このような状態を次世代に引き継いでいくため、可能な限り水環境への負荷を低減し、きれいで安全な水を維持することが必要です。

また、多様な生物の生息・生育場所であり、人々に安らぎと潤いを与えてくれる水辺の環境について、地域固有の動植物や生態系を保全しながら、水と親しむことができる水辺空間の整備を推進します。

特に、河川などの水辺に親しみをもち、より良い水辺の環境を保全していくため、地域の市民団体や企業の自主的な参画を促し、協働による清掃などの美化活動を重点的に推進します。

環境指標

項目	現状 平成 20 年度	目標 平成 25 年度	担当課
(仮称) 河川環境美化倶楽部	17 団体	30 団体	道路河川課

河川環境美化倶楽部：地域や環境の問題に対する深い関心と改善する意欲を持ち、自発的に河川環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等



「美しい河川環境を守ろう 南外地域みんなで河川清掃活動」

南外地域 34 ヲ所自治会を主体とした河川清掃活動が行われました。今回の活動には子どもから大人まで約 980 人が参加。河川敷の草刈りや支障木の伐採、不法投棄されたごみの撤去などを人海戦術で対処し、きれいな川を守ろうと地域みんなで汗を流しました。

※平成 20 年 10 月 1 日広報掲載



現状と課題

川は、長い歴史のなかで私たちの暮らしに豊かな自然の恵みをもたらすとともに、自然の潤いと安らぎを与えてくれる貴重なオープンスペースにもなっています。しかし、近年は生活様式等の変化に伴い、人と川との関係が疎遠になりつつあります。地域とともに歴史を刻んできた川が、自然豊かであり、親しみのもてる川となるよう、地域社会と一体となった川づくりを進めていくことが必要です。

●地域との連携

より良い川づくりを進めるためには、地域住民や関係機関等が一体となって取り組んでいくことが重要です。このため、育んできた歴史や文化、自然環境、生活環境等を踏まえ、再認識と新しい発見を進め、取り組みを通じて人と人、地域と地域による新たな連携を育みながら、地域の活力が引き出されるような川づくりが必要です。また、川に暮らす地域住民が親しみを持ち、より良い河川環境を実現していくため、地域住民等と協働による河川清掃活動や、地域住民等の自主的な参画による活動を進め、地域と一体となったより良い河川維持管理の推進を図ることが必要です。

●水辺の環境

水は、水辺や水中の植物、水生生物等の作用によって浄化されます。これら自然の浄化作用が正常に機能できるよう、良質な環境を保全したり、乱された環境を回復する必要があります。また、水辺には様々な生物が生息・生育し、豊かな環境を形成しています。私たちが水辺の整備をしたり、活用を図る際には、これらの調和のとれた自然環境を壊さないように配慮しながら行う必要があります。

また、私たちの経済活動等によって、本来の生息・生育場所から運び込まれた外来生物により、在来の生態系を脅かすような状況もみられます。私たちの生活や経済を支える活動が、水や自然環境に与える影響を理解し、きれいで安心な水を育んでくれる自然を大切にしながら、共生していくことが必要です。

課題の整理

地域において、親しまれる身近な水辺を保全することは、その水辺自体の価値が高まるばかりではなく、地域の水環境に対する関心の高まりにつながります。水辺の創出にあたっては地域との意見交換を行い、景観や生息生物、水辺の利用などに配慮した地域に親しまれる水辺の創出を目指します。また、地域住民、市民団体、企業、自治体、河川管理者等が定時的に情報の共有化や交流を進め、互いに連携し、信頼関係を構築するとともに、住民や関係機関等と連携し、住民との協働による川づくりを展開します。水辺の良好な環境を維持するにあたって、以下の点に留意し取り組みます。

(1) 参加による川づくりの推進

事業の進め方や住民の関わりを予め明確にし、お互いに情報を共有するとともに、事業計画の初期の段階から個々のニーズに合わせた様々な住民参加の機会を設けるなど、住民が参加できる具体的な川づくりを推進します。

また、川づくりは、国や県など様々な行政分野に関連していることや、行政による支援や行政と住民との連携が重要であることから、関係する行政間で情報を共有しながら、効果的かつ効率的な川づくりを推進します。

(2) 地域活動支援

市民団体等が活動を行っている、河川環境の保全・創出、情報交換と交流、行政や企業との連携・協働等を推進します。また、行政と流域住民や市民団体との連携活動を円滑に実施するための役割を担うことを目的として、河川に関する学習活動、交流の場づくりなどを始めとする地域住民や市民団体などの地域活動や社会貢献活動などの支援を図ります。

(3) 地域とのコミュニケーション

より良い川づくりを進めるためには、地域住民が川に対し関心を持つことが重要です。このため、ホームページや、広報誌、パンフレット等により川に関する情報発信を行うとともに、協議会等の設置により地域との情報の共有化を図ります。地域活動等への支援などを通じて、地域との両方向のコミュニケーションの向上を目指します。



取り組みの体系

重点施策：自然の恵みを持続的に得られる環境づくりをする

重点プロジェクト4 協働による水辺の環境保全

参加による川づくりの推進

地域活動支援

地域とのコミュニケーション

河川環境保全活動団体の
育成とネットワーク化

(仮称) 河川環境美化倶楽部

河川環境保全活動団体の育成とネットワーク化（仮称：河川環境美化倶楽部）

河川環境の保全推進にあたっては、行政だけではなく、関係機関や地域住民、そして各種団体等の有機的かつ協働による取り組みが必要となります。地球温暖化問題をはじめとする現在の様々な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが普段の生活を見直すとともに、身近なところから自主的、積極的に環境づくりに取り組むことが大切です。

地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等のみなさんを「河川環境美化倶楽部」と位置づけ、これらの方々とともに地域の環境を守り育てていきます。

河川環境美化倶楽部事業を実施するうえで次の事項を重視します。

- ① 活動支援（機材提供・貸与、活動場所の提供、事務作業支援）
- ② 持続性確保（地域への愛着の醸成、やりがいや楽しさの実感、人材の育成）
- ③ 交流促進（各種団体との意見・情報交換）

（仮称）河川環境美化倶楽部の事業内容

自治会や地元企業等が団体登録し、自主的に河川・沼・親水公園の水辺の一定区間の清掃を行うなどの環境美化活動を行います。

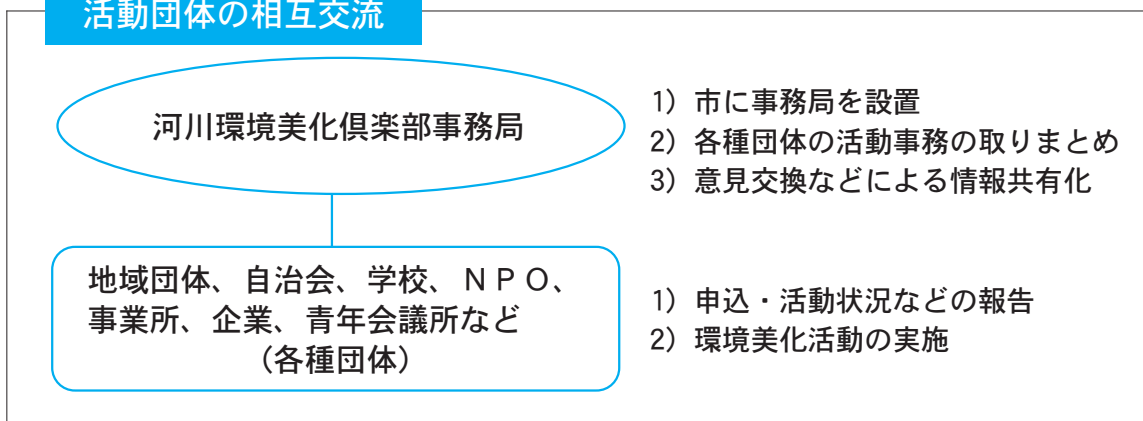
具体的には次のような活動を行います。

- ・河川、沼、親水公園などの清掃・美化・除草等
- ・水性生物の保護・増殖及びそれらの生息・生育環境の保全・維持活動
- ・その他、本事業の趣旨に合致すると認められる環境づくり活動

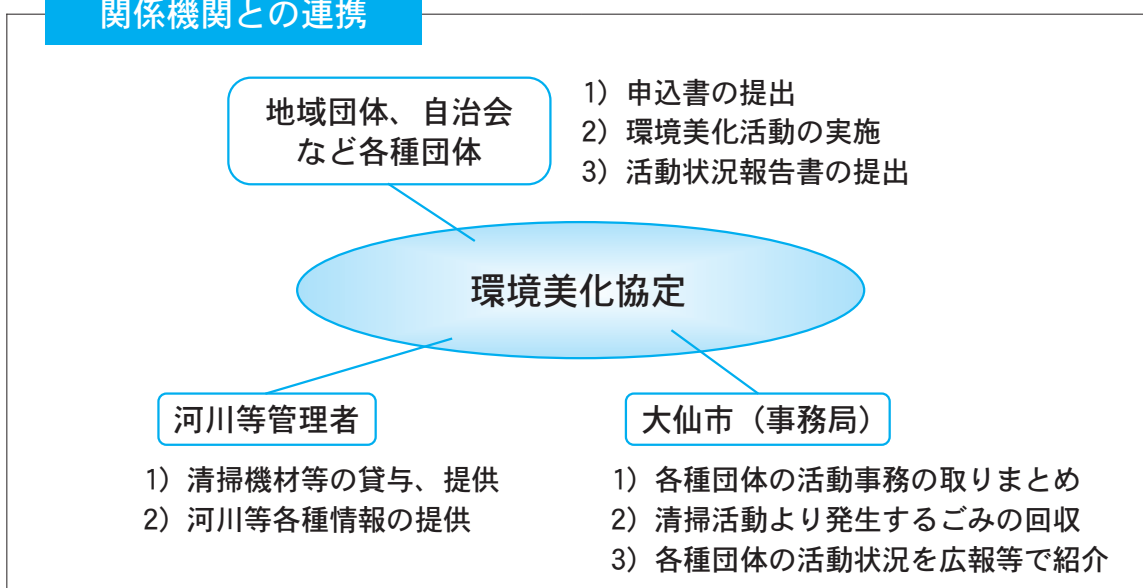
団体登録すると

- ・活動地域内に団体の名称を入れた看板・サインを設置し活動をPRします。
- ・活動内容に応じて清掃用具の貸与等、活動の支援をします。
- ・広報等での活動紹介や情報交換の機会を提供します。
- ・優れた活動については、表彰・顕彰等があります。

活動団体の相互交流



関係機関との連携



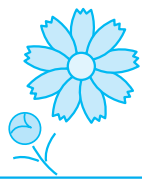


第2部 行動編

第3章 重点施策3

「環境に優しいライフスタイル を身につける。」

- 第1節 重点プロジェクト 5 エコチャレンジ
- 重点プロジェクト 6 環境家族宣言



第3章

重点施策3

環境に優しいライフスタイルを身につける。

近年の環境問題は、生活様式の変化などにより、その形態が自動車交通量の増大に伴う大気汚染やごみの多様化や量の増大など、主に私たちの日常生活に起因するものに変化してきています。また、社会経済の進展により、地球温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨などを始めとする地球的規模の環境問題を引き起こしており、早急な対応が求められています。このような、複雑・多様化する環境問題に対応し、環境に配慮したライフスタイルを実践するためには、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけるための環境学習が必要です。

重点プロジェクト 5・6

第1節 エコチャレンジ・環境家族宣言

これまでの環境教育・環境学習は、自然の仕組みや人間と自然との正しい関係について理解することや自然に対する愛情やモラルの育成などを中心に行われてきました。しかし、今日の環境教育・環境学習にあっては、そこから一步進めて、地球環境の保全も視野に入れた配慮も望まれています。また、日常生活や社会活動において環境への負荷の少ない行動様式を具体的に実現するため、持続可能な社会の実現に向け、目に見える役割を果たすことが期待されています。

国の環境基本計画では、特に環境保全のための重要な取り組みとして次世代を担う年齢層への環境教育・環境学習の必要が高いと位置づけられています。

世代を超えて自然の恵みや人々の暮らしの知恵を受け継いでいくため、次世代を担う子どもたちが国際的視野を備え、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育めるよう、「自ら考え、調べ、学び、主体的に行動する」という過程を重視した環境学習を推進します。

環境指標

項目	現 状 平成 20 年度	目 標 平成 25 年度までの延べ	担当課
子どもエコチャレンジ 小学校 4 年生	655 人	3,500 人	環境課 学校教育課
ワンデイ・エコチャレンジ 一般市民・事業者	—	12,500 人 500 ヲ所	
環境家族宣言 一般市民	300 世帯	1,500 世帯	

子どもエコチャレンジ：身近な環境課題と普段の暮らしとの関わりを知り、環境保全について自ら考え、目標を設定し、環境に配慮した行動を積み重ねる中で、環境に優しいライフスタイルを身につけていくことを目指します。

ワンデイ・エコチャレンジ：「まずは1日から」省エネルギーや地球温暖化について考える機会や省エネ行動に取り組むきっかけを市民・事業所の方々に提供することにより、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

環境家族宣言：家庭において、環境負荷低減のための行動を継続的に実践し、環境に優しいライフスタイルを身につけるため、「環境家族宣言」を創設し、環境意識の高揚を図ることを目的とします。



現状と課題

●学校

社会科・理科・総合的な学習の時間などをはじめとして、動植物の飼育や栽培、清掃美化などを通して環境教育が実施されています。

また、自然教室や林間学校など、自然とのふれあいを通して、児童生徒の環境への理解を深めるとともに、環境を大切にする心を育てる体験型学習も実施されています。

さらに、児童会や生徒会活動として、河川の清掃や廃品回収なども実施されており、このように、環境教育は学校教育全体を通して幅広く取り組まれています。

河川水質の悪化などは、これまで下水道の整備や工場の監視・指導などの様々な取り組みにより改善されてきていますが、近年、失われた自然の回復や創出、人と水とのふれあいが求められている中、今後は、より良い水環境を目指すための課題を把握・整理し、取り組みを進めていく必要があります。

また会おうね！ 玉川と丸子川でサケの稚魚放流

4月10日、大曲地域の玉川橋下流右岸で花館小、内小友小、四ツ屋小、神宮寺小の児童たちがサケの稚魚放流を行いました。また、4月11日には大曲地域の丸子川で大曲南幼稚園、大曲東保育園、大曲中央保育園の園児たちが放流を行いました。

平成20年5月1日広報掲載



●地域

「環境展」などにより、実践的な環境学習が実施されているほか、「親子の環境学習」などの親子を対象とした体験型の事業も実施されています。

さらに、「クリーンアップ」などの各種団体が実施している清掃活動や、「稚魚の放流」などの環境関連イベントも実施されています。公民館などにおいては、地域の特性を生かした環境に関する講座や行事などが計画されていますが、個々の団体が個別に事業を実施している状況にあるため、ネットワークを形成しての情報交換など、相互の連携が望まれます。

また、「こどもエコクラブ」などでは、自主的な環境保全学習も実施されているほか、各種の自然保護団体等も環境保全活動に取り組んでいます。

●事業者

グリーン購入（環境への負荷の少ない商品やサービスを購入すること）や化学物質対策、環境会計の導入など、環境問題を意識した取り組みが着実に広がっており、それに呼応して従業員に対する環境教育を実施する企業も増えつつあります。

特に、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO 14001の認証を取得している事業者においては、環境方針、目的・目標を達成するために、すべての従業員に対する環境教育が実施されています。また、地域社会との交流や社会貢献の一環として、地域における環境保全活動に参加する事業者も増加しつつあります。

このような流れは、ISO 14001の認証を取得したりその取得を目指す企業の増加などにより、ますます加速するものと予想されます。

しかしながら、環境学習などに取り組む企業は大規模な企業に多く見られるのが実状であり、中小企業においてはまだまだ少ない状況にあります。

一人ひとりの行動が地球を救う

気候変動問題は、わたしたち一人ひとりが、毎日の生活を見直し、CO₂を減らす努力をしていくことがとても重要です。その考えを行動につなげるきっかけとなるのが、環境学習です。





課題の整理

(1) 学校

環境教育は学校教育全体を通して幅広く実施されています。しかし、それらの活動が必ずしも有機的なつながりを持って実施されている状況にはないため、より総合的・体系的な指導が求められています。

- ・ 児童生徒の興味や関心を自然や身近な環境問題から地球環境問題などへ広げる指導の実施
- ・ 指導内容の体系化と各教科などの連携強化
- ・ 授業、学校行事のほか学校生活のあらゆる場面における学習機会の提供
- ・ 多様な体験学習の実施
- ・ 幼稚園及び小学校・中学校・高等学校間で連携した環境教育の実施

(2) 地域

多くの学習機会が提供されていますが、ここで培った環境問題についての理解や認識が、環境保全に向けた実践的な活動につながるような学習が必ずしも提供されているとは言えない状況にあります。

また、より多くの市民が、身近な地域において、自主的に環境保全活動に取り組むことができるような多彩で、取り組みやすい学習メニューの提供が望まれます。

- ・ 参加者の年齢層や理解力、興味・関心の度合いに応じた学習機会の提供
- ・ さまざまな環境保全団体が行う自主的な活動への参加促進
- ・ 親しみやすく身近な環境をテーマとした学習機会の創設
- ・ 楽しみながら参加し、かつ市民の自主的な環境保全活動に向けた、きっかけとなるような事業の実施
- ・ 環境保全に関する普及啓発活動を実施している市民団体の活動の活発化と交流促進

(3) 事業者

大規模な企業のみならず、中小企業を含むすべての企業が、環境に配慮した事業活動の必要性や環境に係る企業の社会責任などをこれまで以上に認識し、社員教育という形でそれらを周知していく必要があります。

一方、環境ビジネスは、大きな市場に発展しつつあり、それに携わる企業も増えてきているため、これらの企業の経営資源や人材を活用した環境学習の実施も期待されています。

- ・ 取り組みやすい社員教育用の環境学習教材などの充実
- ・ 環境に関する社員教育の質的・量的充実
- ・ 地域で実施される環境保全活動への積極的な参加

取り組みの体系

重点施策：環境に優しいライフスタイルを身につける

重点プロジェクト5 エコチャレンジ

子どもエコチャレンジ

ワンデイエコチャレンジ

重点プロジェクト6 環境家族宣言

環境家族宣言

環境学習は、私たち一人ひとりが環境問題に関心を持ち、人間と環境の関わりについての理解や認識を深め、環境にやさしいライフスタイルを身につけ、モラルとして定着させるよう進めることが大切です。しかし、一人ひとりのレベルには違いがあるため、一様な環境学習を進めるのではなく、それぞれのレベルにあった学習を行い、そのレベルアップを図っていくことが重要です。

また、環境学習への取り組みは、一生涯されるべきであり、生活行動のあらゆる場面で取り組まれることが必要です。

このようなことから、環境学習を推進するうえで次の事項を重視します。

- ・ **関心**（環境に関心をもつ）
- ・ **把握**（現状を把握する）
- ・ **考察**（一人ひとりができることを考える）
- ・ **行動**（環境に配慮した行動を積み重ねる）

上記4つの段階を踏まえ、各段階層を順次底上げしていくように展開します。

さらに、アンケート調査によると、「環境には関心があるが・・・環境保全活動や学習機会に関する情報を、どこに連絡してどのような方法で入手したらよいのか分からない。」などの意見がありました。また、「環境学習用の教材にはどのようなものがあるのか、どこで手に入れられるのか分からない。」という方が多く見受けられたことから、環境学習を進めるうえで特に次の点に留意することとしました。

- ・ 内容が理解しやすい
- ・ わかりやすい形で
- ・ 身近な環境問題を
- ・ 取り組みやすい



具体的取り組み

●子どもエコチャレンジ

「もったいない」日本人が昔から何気なく口にしてきたその言葉が、今、見つめ直されています。ものを粗末にせず、感謝の気持ちをもって暮らしていたひと昔前の日本。もちろん今ほどごみを出さない生活でした。

しかし、私たちは経済成長とともに、物質的な豊かさや利便性を重視し、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を繰り返してきました。その結果、資源やエネルギーの枯渇・大気汚染・水質汚濁、増大するごみの処理問題など多くの環境問題を引き起こしています。さらにその影響は、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで及んでいます。将来に向かって今、本当に豊かな生活とは何かを考え、私たち一人ひとりの行動が必要とされています。

「子どもエコチャレンジ」は環境家計簿の一つであり、子ども達が、身近な暮らしと環境の関わりを知り、環境保全について自ら考え、目標を設定し、行動する力を育もうとするものです。子どもと保護者が一緒に取り組む内容となっており、子どもとサポートする大人が、環境に配慮した行動を積み重ねる中で、環境に優しいライフスタイルを身につけていくことを目指しています。

1. 子どもエコチャレンジの概要

「ごみ」・「水」・「エネルギー」などの身近なものをテーマにして、子ども達が身近な環境課題と普段の暮らしとの関わりを知ること、そして、少しずつでも環境保全について自ら考え、目標を設定し、環境に配慮した行動を積み重ねる中で、環境に優しいライフスタイルを身につけていくことを目指します。

※ごみ、水、エネルギーなどの取り組み項目は、毎年度検討のうえ修正します。

(1) 「子どもエコチャレンジ」の目的

- ・身近な生活環境に目を向け、環境問題に関心を持つ。
- ・家庭、学校、地域の中で、環境の現状を見つめる。
- ・環境保全のために一人ひとりができることを考える。
- ・目標を設定し、環境に配慮した行動を積み重ねる。

二酸化炭素が急激に増えている。

私たちが活動することで発生する二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスが増加しています。1970年から2004年の間にCO₂は世界全体で80%も増加しました。過去100年(1906年～2005年)で世界の平均気温は0.74℃上昇しています。地球が今より暖かくなるとどうなるのでしょうか。



(2) 「子どもエコチャレンジ」の取り組みの対象

・市内の小学生（4年生）とその保護者

(3) 「子どもエコチャレンジ」の構成

子ども用「エコチャレンジシート」

*エコチャレンジをはじめる前の1週間とチャレンジシートに取り組んだ後の1週間について、暮らしの再点検や調査を行います。

- ① 「ごみとリサイクル」
- ② 「くらしの中の水」
- ③ 「くらしの中のエネルギー」

*上記より学校ごとにテーマを1つ選択

保護者用「解説書」

*解説書には全てのテーマについて掲載されています。

上記のテーマごとに、シートの流れに沿った指導ポイントなどを解説します。

2. 子どもエコチャレンジの進め方

①

小学4年生を対象として、各学校に送付します。

②

学校ごとに、取り組むテーマを「ごみ」「水」「エネルギー」の中から1つ決めます。（2つあるいは3つのテーマに取り組むこともできます。）学校ごとに選択したテーマの必要部数を配布します。

③

学校では、子ども用「エコチャレンジシート」と保護者用「解説書」を配布します。
*学校には、決定したテーマの取り組み（エコチャレンジ）のサポート（学校活動にも「エコチャレンジ」取り入れる、「エコチャレンジ」についての話し合いの場を設けるなど）を依頼します。

④

各家庭では、学校ごとに決めたテーマに取り組めます。

⑤

取り組み終了後、学校は取り組みを決めたテーマの「エコチャレンジシート」（取組結果）を回収します。

⑥

各学校から送付された「エコチャレンジシート」（取組結果）を集計し、結果を各学校に送付します。（市の広報等へも掲載します。）



エコチャレンジが始まるよ

～子ども用エコチャレンジシート～

こんにちは！ごみナビくんです。
毎日の生活の中で「もったいない」
と思うことはありませんか？
いっしょに、エコチャレンジをはじめ
てみませんか？



大仙市ごみ分別のキャラクター ごみナビくん

《あなたはこんなことをしていませんか？》

食事のとき、食べ残しをしている ×
は みず だ



通学路に設置したプランター。
平成 20 年 7 月 1 日広報掲載

藤木地区の通学路を花でいっぱい 地域の方々が環境整備で三世代交流

6月14日、藤木小学校グラウンドで地域の方々200人が大曲南中学校から藤木小学校までの通学路にプランター1,400個（花の苗4,200本）を設置しました。この事業は、地域予算枠を使った「いきいきビジョン」の事業として行われました。三世代と一緒に環境美化活動を行う事で、地域活性化と環境整備を図ろうと行われました。事業に参加した地域の方々は、自分たちの暮らす地区の環境整備活動をとおして世代間交流を図りました。

●ワンデイ・エコチャレンジ

地球温暖化は気温上昇のみならず異常気象・生態系や植生の変化・海面上昇・食糧生産や飲料水への影響等をもたらすとされています。これらは、私たちの生活に密接にかかわるものばかりです。今これが現実になりつつあるのです。

私たちは毎日、電気やガス、ガソリンなどのエネルギーを使っています。地球温暖化の主な原因は、私たち人間のエネルギー使用によって生じる二酸化炭素が大気中に増えたためと考えられています。地球温暖化を防止するための日常的な取り組みとして、省エネルギーは非常に有効な手段です。

一人ひとりが日々行う省エネ行動の積み重ねが地球温暖化防止の大きな力となります。

「環境には関心があるが・・・、どのように取り組んだらいいのか分からない。」

「まずは1日から」省エネルギーや地球温暖化について考える機会や行動に取り組むきっかけを市民・事業者の方々に提供することにより、地球温暖化防止に貢献することを目指します。

1. ワンデイ・エコチャレンジの概要

環境問題は、一人ひとりの普段からの心掛けが大切です。日々の省エネ行動の積み重ねが地球温暖化防止の大きな力となります。

「まずは一日から」
「気軽に」
「取り組みやすく」
「分かりやすく」
をテーマに省エネなどに取り組み、

「関心から行動へ」

環境に優しいライフスタイルへ
機会づくりを行います。

(1) 「ワンデイ・エコチャレンジ」の目的

「まずは1日から」省エネルギーや地球温暖化について考える機会や省エネ行動に取り組むきっかけを市民・事業者に提供することにより、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

・市民・事業者向けの「チャレンジシート」による省エネ活動の啓発





(2) 「ワンデイ・エコチャレンジ」の取り組みの対象

- ・一般市民、事業者

(3) 「ワンデイ・エコチャレンジ」の構成

「ワンデイ・エコチャレンジ」 ・チャレンジシート ・一般市民用	一般市民及びその家族の方の取り組みに使用します。
「ワンデイ・エコチャレンジ」 ・チャレンジシート ・事業者用	事前登録事業者及び従業員の取り組みに使用します。

2. ワンデイ・エコチャレンジの進め方

①	「ワンデイ・エコチャレンジ」への事前登録（事業者の方） 事前に本事業の趣旨に賛同する事業者を募り、登録します。 また、登録事業者を広報やHPなどで公表します。
②	「ワンデイ・エコチャレンジ」の申込み（一般市民の方） 広報やホームページにより、募集時期を周知し、申し込みします。
③	実践結果を評価・記録 取組結果を「チャレンジシート」にチェックして評価・記録します。
④	「チャレンジシート」を市に提出 「チャレンジシート」を評価・集計します。 市全体での「二酸化炭素削減量」等の取り組み結果をHPや広報で公表します。

温暖化が進むとどうなるの？

例えば、南極や氷河の氷がとけていきます。動物や植物の住む地域も変わっていきます。ホッキョクグマの数も大はばに減り、また、海の水位が上がり、2100年には海面が26～59センチも上がるとの予測もあります。海水の温度も上がって、これまでとれていた魚や貝がとれなくなったりします。



みんなまでエコライフ
フしてみませんか？

実施方法

1) みんなで省エネをする。
2) 実行日の省エネ行動を
チェックシートに記入。
3) ワンデイエコチャレンジ
に申し込みしてみよう。
※後日、実行日の二酸化
炭素削減量を取りまとめて
公表します！

【問い合わせ】
大仙市役所
市民生活部
環境課環境班
☎0187-63-1111
内線277まで

ワンデイ・ エコチャレンジ in 大仙

One day eco challenge in Daisen city,
the First step of ECOlogy life.

まずは1日、
昔にカエル、
今をカエル。

進む地球温暖化。
止まらない二酸化炭素増加。
増え続けるゴミの量。

一人の力は微々たるもの？
少しやっても変わらない？
本当にそうでしょうか？

まずは1日。
昔にカエル return,
今をカエル change.

ご自由にお持ちください。
Take free.



● 環境家族宣言

私たちを取り巻く環境は変わりつつあります。「地球温暖化」など、日々発生するさまざまな環境問題。原因は私たちの生活の中にもあります。

大量生産・大量消費・大量廃棄。これらを見直し、資源を循環させる生活に変えること、それが今、社会に求められています。

- ・ごみを出さないこと。
- ・電気をむだ使いしないこと。
- ・水の消費を抑えること。

できることはたくさんあります。

まずは日々の暮らしの中から、第一歩を。

「環境家族宣言」は、国際的な環境マネジメントシステム（ISO 14001）の仕組みを応用したもので「ごみの減量」や「省エネ」などの身近な環境への取り組むものです。

無理をせず毎日続けられるものを家族で決めて、実践する前と後でどんな変化があるかをチェックし、自分の家庭が環境にどれだけ影響を与えているか、どうすれば環境に優しい暮らし方ができるのか、ライフスタイルを見直すためのヒントを見つけることを目指します。

1. 環境家族宣言の概要

「環境家族宣言」とは、家庭生活の中で、電気・水道・ガスなどの使用量や、ごみの排出量を記録することにより、どれだけ二酸化炭素を出したかということの数値で表して、エネルギーやごみの量を減らすことを目指すものです。

地球にも家計にもやさしいライフスタイルを身につけましょう。

環境マネジメントシステムの国際規格「ISO 14001」の“PDCAサイクル”の考え方を取り入れた内容となっており、この「環境家族宣言 家庭版環境 ISO」により、各家庭における生活環境に配慮した行動を促します。



(1) 「環境家族宣言」の目的

各家庭において、環境負荷低減のための行動を継続的に実践し、環境に優しいライフスタイルを身につけるため、「環境家族宣言」を創設し、環境意識の高揚を図ることを目的とします。

(2) 「環境家族宣言」の取り組みの対象

・一般市民

(3) 「環境家族宣言」の構成

「環境家族宣言」ガイドブック	「ごみを減らそう」、「水を大切にしよう」などの環境に対する配慮項目が記載されています。
「環境家族宣言書」	選択した項目と責任者を記入します。
「行動点検表」	項目の評価に使用します。
「記録表」	取り組みの総評をします。

2. 環境家族宣言の進め方

①	環境家族宣言の申込み 広報やホームページにより、募集時期を周知し、申し込みします。
②	実践する環境配慮行動を宣言 家族で取り組む事項を選び、それぞれの項目の責任者を決定し、それらの内容を記入した「環境家族宣言書」を市に提出し、一定期間取り組みます。
③	実践結果を評価、記録 取組結果を1週間に1回「行動点検表」にチェックして評価・記録します。 また、ごみの排出量、水・電気・ガスの使用量を1ヵ月に1回「記録表」に記録します。
④	記録結果を市に提出、評価 取組結果について、家族で話し合い「できたこと」、「できなかったこと」について評価します。 取り組みを記録した「行動点検表」と「記録表」を市に提出します。 宣誓した内容を実行できた家族に「環境家族認定証」を交付します。



DAISEN CITY
ENVIRONMENT
FAMILY
DECLARATION



大仙市 環境家族宣言

わが家のエコチャレンジ!
大仙市版環境ISO

私たちを取り巻く環境は変わつつあります。
「地球温暖化」など、
日々発生するさまざまな環境問題。
原因は私たちの生活の中にもあります。

大量生産・大量消費・大量廃棄。
これらを見直し、資源を循環させる生活に変えること。
それが今、社会に求められています。

ごみを出さないこと。
電気をむだ使いないこと。
水の消費を抑えること。
できることはたくさんあります。
まずは日々の暮らしの中から、第一歩を。

If you're not part of the solution ,
you're part of the problem .
もし、あなたが解決の一部でなければ、
問題の一部である。

あなたはどちら側ですか?

第3部 資料編



1. 計画策定体制

(1) 大仙市環境審議会

大仙市環境審議会は、大仙市環境基本条例第18条に基づき設置された、学識経験者や各種団体の代表者などから構成された本市における環境保全に関する基本的事項について審議する市長の諮問機関です。

市長から諮問をうけ、計画の基本的な考え方や内容について総合的に検討されました。

大仙市環境審議会名簿

区分	氏名	所属等
会長	寺 邑 能 實	大曲仙北医師会
副会長	柳 原 忠 幸	旧協和町環境審議会会長
委員	佐 藤 守	大仙警察署
委員	田 中 公 児	仙北地域振興局福祉環境部 環境指導課
委員	黒 澤 明 夫	秋田県自然保護指導員
委員	高 柳 智 史	大曲青年会議所理事長
委員	柴 田 鉄 雄	大曲環境衛生推進協議会連合会会長
委員	佐々木 宗 輔	元神岡町収入役
委員	武 藤 豊	神岡自治連合会
委員	伊 藤 晴 康	薬剤師
委員	小笠原 慶 子	西今泉婦人部長
委員	高 橋 篤 美	リサイクル施設経営者
委員	高 橋 トモ子	秋田県リサイクルリーダー 秋田県地球温暖化防止活動推進員
委員	今 野 シオ子	協和農村生活研究会長
委員	出 雲 光 好	神岡南外商工会南外支所経営課長
委員	佐々木 タヨ子	南外地域協議会委員
委員	高 橋 節 子	消費者代表
委員	佐 藤 力 哉	建設コンサルタント会社代表
委員	杉 原 庄 閱	旧太田町元職員
委員	大信田 則 子	消費者代表

※所属等は就任時

(2) 大仙市環境調整会議

大仙市環境調整会議は、副市長を委員長とし関係部局長等で構成された、本計画の推進等を目的として設置している庁内組織です。

大仙市環境調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大仙市環境基本条例（平成17年大仙市条例第22号）第8条第1項に規定する大仙市環境基本計画を推進するため、大仙市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大仙市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) その他大仙市環境基本計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、副市長、教育長、各部長、議会事務局長、教育次長、市立大曲病院事務長及び水道局長の職にある者とする。

2 調整会議に、会長及び副会長を置き、会長には市長が指定する副市長、副会長には市民生活部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、調整会議を代表し、調整会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が会議の議長となる。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局を市民生活部環境課内に置き、事務局長及び幹事を置く。

2 事務局長は、環境課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、会長の指名する職員をもって充てる。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年6月27日訓令第110号）

この訓令は、平成17年6月27日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第25号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第17号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。



2. 計画策定経過

(1) 大仙市環境基本計画・行動計画策定経過

平成 20 年	
6 月 2 日	第 1 回大仙市環境調整会議
6 月 5 日	第 1 回大仙市環境審議会
6 月 25 日	市民・事業者アンケート調査
6 月 27 日	第 1 回大仙市環境調整会議幹事会
6 月 30 日	第 1 回大仙市環境調整会議分科会
7 月 25 日	第 2 回大仙市環境調整会議分科会
8 月 5 日	第 3 回大仙市環境調整会議分科会
9 月 9 日	第 4 回大仙市環境調整会議分科会
9 月 18 日	第 5 回大仙市環境調整会議分科会
9 月 30 日	第 6 回大仙市環境調整会議分科会
10 月 6 日	第 2 回大仙市環境調整会議幹事会
11 月 25 日	第 3 回大仙市環境調整会議幹事会
11 月 28 日	第 2 回大仙市環境審議会
平成 21 年	
1 月 14 日	第 3 回大仙市環境審議会
2 月 2 日	第 2 回環境調整会議
2 月 16 日	議員全員協議会
2 月 23 日	第 4 回大仙市環境審議会
3 月	大仙市環境基本計画・行動計画策定

(2) 市民・事業者の意識調査結果

環境に対する意識調査（平成 20 年 6 月）を実施し、市民・事業者の環境に対する意識調査を行いました。

アンケート調査方法と回収状況

項目	市民	事業者
対象	無作為抽出による市民 (成人男女) 500 人	従業員の多い方から等間隔抽出 による市内事業者 100 社
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回答	52.4%	65%

3. 大仙市環境基本条例

平成17年3月22日

条例第22号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第7条—第17条）

第3章 環境審議会（第18条—第23条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、市及び事業者並びに市民の責務を明らかにするとともに、市が実施する環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の減少その他地球全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、すべての者の福祉と健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、広く市民が健康で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、その環境が将来にわたり市民に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然とが健全に共生していくことを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な資源循環型社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が、ひいては地球全体の環境に影響を及ぼすことに鑑み、すべての者の事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら行う施策の実施に際し、環境への負荷の低減及び影響に配慮し、環境の保全に努めなければならない。
- 3 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。



(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第7条 市が実施する環境保全に関する施策は、地域の自然的、歴史的、文化的な特性に配慮するとともに、各種の施策相互の有機的な連携を図り、次に掲げる事項に配慮しながら総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進並びに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 環境の保全を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大仙市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう配慮するとともに、大仙市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の実施状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、環境の保全に関して講じた施策の実施状況等を公表するものとする。

(環境の状況把握及び情報の提供)

第10条 市は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に市民に提供するよう努めなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第11条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興等の充実により、事業者及び市民の理解を深めるとともに、環境の保全に関する行動が積極的に行われるよう努力しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について、適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び公害の防止に関する協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全及び公害の防止に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第14条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第15条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、事業者及び市民に対し必要な措置を講ずるよう指導し、又は必要な助言を行うことができる。

(規制の措置)

第16条 市は、公害の防止、自然環境の保全その他環境の保全上必要な規制の措置を講ずることができる。

(地球環境保全に関する施策の推進)

第17条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する必要な情報及び技術の提供等を行うほか、地球環境保全に資する施策の推進に努めなければならない。

第3章 環境審議会

(設置等)

第18条 法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、大仙市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令等の規定に基づくその権限に属する事項

3 審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第19条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、環境保全に関し識見を有する者、各種団体の代表及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第22条 環境の保全に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。



4. 環境基準

●大気

1. 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

4. 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)



●騒音

1. 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに次表のとおりとする。

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 午前6時から午後10時	夜間 午後10時から午前6時	
A	55dB 以下	45dB 以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B			第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時から午後10時	夜間 午後10時から午前6時
地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 （個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。）	70dB 以下	65dB 以下

（平成10年9月30日環告64）

1. 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

●水質

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。



● 土壌

1. 土壌の汚染に係る環境汚染

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
1, 2 -ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること。
1, 1 -ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
シス- 1, 2 -ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1 -トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2 -トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
1, 3 -ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること。

(平成 3 年 8 月 23 日 環告 64)

●ダイオキシン類

1. ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

(平成14年7月22日 環告64)

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。



5. 用語解説

【ア】

ISO 14001 (アイ・エス・オー) -----

ISOは、スイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構 (International Organization for Standardization)」の略称です。ここでは様々な分野で世界共通の規格・基準の設定を行っており、身近な例を挙げると「写真フィルム感度」、「非常口のシンボルマーク」、「ねじ」などがあります。ISO14001とは「環境マネジメントシステム」に関する国際標準規格です。

(→環境マネジメントシステム)

IT (アイ・ティー) -----

情報通信技術 (Information Technology) の略称で、インターネットやモバイル通信、ブロードバンドなどを総称して使用されています。

アスベスト -----

天然に産する鉱物で、防触性、耐熱性、耐薬品性などにすぐれた性質をもつことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材などに使用されています。空气中に浮遊した状態において人が吸入した場合、肺など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【イ】

硫黄酸化物 (SO_x) -----

二酸化硫黄 (SO₂) や三酸化硫黄 (SO₃) など、硫黄と酸素の化合物の総称をいいます。

(→二酸化硫黄)

一級河川 -----

国土保全や経済発展上の重要な河川として、国及び都道府県が管理している河川をいいます。

一酸化炭素 (CO) -----

炭素や炭素化合物が不十分な酸素の中で燃焼するとき生じる無色・無臭の気体をいいます。有毒であり、吸入すると血液中のヘモグロビンと結合して酸素欠乏などを起こします。主な発生源としては、ガソリンを燃料とする自動車の排出ガスがあります。

一般廃棄物 -----

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭や小規模事業所などから排出される様々なごみをいいます。また、し尿や家庭雑排水も含まれます。

(→産業廃棄物)

【エ】

エコマーク -----

製造や廃棄の段階における環境への負荷が少なく、使用することによる環境改善の効果が大きいなど、環境保全に役立つと認められた商品を示すマークをいいます。(財)日本環境協会が認定を行っています。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称で、環境、福祉、まちづくり、国際交流など様々な分野で社会貢献活動に取り組む民間非営利組織のことをいいます。この中で、特に環境問題に取り組んでいる団体を環境 NPO と呼びます。

【オ】

オゾン層の破壊

地球の 25km 上空にあるオゾン層は、生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する作用を有しています。近年、フロンなどの影響によりオゾン層が破壊され、地上に到達する有害な紫外線の量が増加しています。このため、人の健康や生態系などに悪影響を及ぼすおそれがあり、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題、フロン）

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ大気の総称をいい、二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。近年、この温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進んでおり、地球環境問題の一つとされています。

（→地球温暖化、地球環境問題、フロン）

【カ】

街区公園

都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園をいいます。敷地面積は 0.25ha を標準とすると定められています。

開発途上国の公害問題

開発途上国では、急激な都市化や工業化等の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁等の深刻な公害問題が発生しています。また、資金・技術・人材・経験等の不足により公害問題への十分な対応が行われておらず、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題）

海洋汚染

海洋生物に対する害や人の健康に対する危害、海洋活動に対する障害、水質の悪化などをもたらす物質を海洋に持ち込むことをいいます。海洋汚染は、地球の表面積の約 7 割を占める海を介して周辺の国々や海域へ影響が及ぶことから、地球環境問題の一つとされています。

河川底質

川底を構成する岩や堆積物のことをいいます。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等に使用した水）をまとめて処理する浄化槽のことをいいます。

環境家計簿

日常生活における電気やガス、水道の使用量などから二酸化炭素の排出量を計算し、記録するための家計簿をいいます。環境家計簿をつけることを通して、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らすとともに、環境への負荷の少ない生活を実践することをめざしています。



環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき定められている行政上の目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、ダイオキシン類などについて定められています。(→**ダイオキシン類**)

環境への負荷

人が環境に与える負担のことをいいます。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」と定義しています。

環境保全型農業、環境保全型林業

適切な農林業生産活動を通じて国土や環境保全に資するという観点から、農林業の有する物質循環機能を生かし、生産性の向上を図りつつ、化学肥料や農薬の使用の抑制、適正な維持・管理など環境への負荷を減らしていくことをめざした農林業をいいます。

環境マネジメントシステム (PDCA)

事業者(組織)が、環境に関する方針を定め、その方針に沿った目標と計画を策定(Plan)し、計画に基づき実施・運用(Do)を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検(Check)し、計画の見直し(Action)を行うという一連の行為を実施することにより、環境への負荷の低減に継続的に取り組んでいく仕組みをいいます。

環境ラベリング製品

環境への負荷の少ない製品を選択するため、エコマークやグリーンマークなど目安となるマーク(環境ラベル)の付いた製品をいいます。(→**エコマーク**、**グリーンマーク**)

間伐

林木の健全な生育を助けるため、林木の混み具合に応じて林木の一部を伐採し、林木の密度を調節することをいいます。

【キ】

共生

本来は、生物学用語で共存する生物種間の相互作用に関する概念のことをいいます。人間も生態系の一部であり、人間の生存基盤である環境を保全していく必要があるという認識に基づき、自然と人間との間に豊かな交流を保つことにより、健全な生態系を維持・回復することができるとしています。

京都議定書

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスを削減するため、気候変動枠組条約の締結国が交わした約束書のことをいいます。この中に国ごとの温室効果ガスの削減量が定められています。

協働

市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって、協力・連携して取り組んでいくことをいいます。

近隣公園

都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園をいいます。敷地面積は2haを標準とすると定められています。

【ク】

グリーンマーク

古紙再生製品につけられているマークをいいます。(財)古紙再生促進センターが認定を行っています。

【コ】

公益的機能

人間の生活や健全な生態系の維持などに恩恵をもたらす様々な働きのことをいいます。

公害防止計画

環境基本法に基づき、公害が現に著しい地域や人口及び産業の急速な集中等により著しくなるおそれがある地域で、かつ公害防止に関する施策を総合的・計画的に講じる必要があると認められる地域において策定される計画をいいます。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供する水域、また、これに接続するかんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいいます。公共下水道などの終末処理場に接続している下水道管は除きます。

こどもエコクラブ

小中学生の環境に関する学習・活動を支援する事業です。こどもエコクラブは、数人～20人程度の仲間と活動を支える大人(サポーター)で構成され、環境学習プログラムに基づき、地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開しています。環境省が主催し、(財)日本環境協会が事務局となって運営しています。

コンポスト

生ごみや落ち葉などを堆肥化することをいいます。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて蓋をしておく、発酵して有機肥料となります。

【サ】

最終処分場

廃棄物は、資源化や再利用される場合を除いて最終的には大部分が埋め立てにより処分されており、この最終処分を行う施設を最終処分場といいます。最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるた



めの「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」に分類され、埋め立てる廃棄物の性状により構造基準や維持管理基準が定められています。

里山

昔から山菜等の採取や炭焼、落葉の堆肥化などに繰り返し利用されてきた自然林で、人の営みと自然が共存している地域のことをいいます。近年、自然と身近にふれあえる空間として再評価されています。

砂漠化

地球環境問題の一つで、乾燥地域などにおいて、家畜の行き過ぎた放牧、土地の能力を無視した耕作、薪炭材の過剰採集などにより土地が劣化することをいいます。(→地球環境問題)

産業型公害

産業活動に伴い発生してきた公害で、工場や事業場などからの大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などをいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 19 種類の廃棄物をいいます。

酸性雨

石油や石炭など化石燃料の燃焼により生じた硫黄酸化物 (SOx) や窒素酸化物 (NOx) が、雨に含まれ酸性の雨となって降るもので、通常 pH (水素イオン濃度) 5.6 以下の降雨を酸性雨としています。欧米では、土壌の酸性化による生態系や森林の破壊、建築物や文化財への被害が生じるなど問題となっています。酸性雨は、原因物質が国境を越えて被害を及ぼすことから、地球環境問題の一つとされています。

【シ】

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として開発・整備する区域をいいます。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域をいいます。

ジクロロメタン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体です。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤、不燃性フィルムやゴムなどの溶剤として使用されています。吸入するとめまいや嘔吐、知覚障害をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

自然エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（木材、廃棄物等）など、自然を利用して得られるエネルギーをいいます。

住区基幹公園

都市公園を、機能、目的、利用対象などにより分類し、住民の生活行動圏域によって配置される公園をいいます。比較的小規模な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園などが含まれます。（→街区公園、近隣公園、地区公園）

循環型社会

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことをいいます。

準用河川

一級河川・二級河川以外の河川のうち、市民生活上重要な河川として、市町村が指定・管理する河川をいいます。

新エネルギー

これまでの石油や石炭などの従来型エネルギーに代わる、環境への負荷が小さい新たなエネルギーの利用形態の総称をいいます。太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを再生する「再生可能エネルギー」、工場廃熱やごみ焼却熱を利用する「リサイクル型エネルギー」、燃料電池やコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車などのような「従来型エネルギーの新利用形態」の3つに大別されます。

親水性

河川などにおいて、水辺に簡単に近づけたり水に触れられるなど、水に親しむことができることの機能をいいます。

透水性舗装

雨水を地下に浸透させることができる舗装をいいます。雨水流出効果や雨天時の通行性・歩行性の改善、交通騒音の低減などの特性を有しています。

森林の減少

陸地の約7分の1を占める熱帯林は、木材の供給源や野生生物の生息地、二酸化炭素の吸収源として重要な資源となっています。近年、木材生産のための森林の過剰な伐採や無秩序な耕地の拡大などにより、熱帯林を主とした森林の減少が進んでおり、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題）

【ス】

水源涵養

森林が有している機能の一つで、降雨の地下浸透の助長や貯水する天然水源としての機能などをいいます。これにより、洪水の防止や渇水の緩和などの効果があります。

水素イオン濃度（pH）、水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す単位をいいます。0から14までの値をとり、7を中性とし、それより大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性としてい



ます。

3 R (スリーアール)

1. リデュース (ごみの発生抑制)、2. リユース (再使用)、3. リサイクル (ごみの再生利用) の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示している。

【セ】

生物化学的酸素要求量 (BOD)

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川などの水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量のことをいいます。河川の環境基準として用いられ、この数値が大きいほどその水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に示す言葉で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性として捉えられます。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で健全に繁殖を続けている状態を保全することを意味します。

【タ】

ダイオキシン類

塩素を含むごみを燃焼させた場合などに発生する物質で、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとされています。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の3種類をダイオキシン類と定義しており、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌、河川底質中における環境基準が定められています。

多自然型川づくり

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川環境の保全や良好な自然環境の復元を可能とする川づくりをいいます。

【チ】

地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスは、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしており、このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれています。近年、人間活動の拡大に伴い、温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより地球の気温が上昇する地球の温暖化が進んでいます。地球温暖化がこのまま進むと、地球全体の平均気温は2100年までに約1～6℃上昇すると予想され、海面水位の上昇による水害をはじめ、生態系や農業などに大きな影響を及ぼすことが懸念されており、地球環境問題の一つとされています。(→温室効果ガス、地球環境問題、フロン)

地球環境問題

国や地域を越えて地球規模で広がり、地球全体に影響を及ぼす環境問題をいいます。酸性雨、

オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の9つが代表的な地球環境問題とされています。

(→酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題)

地区公園

都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として徒歩圏域に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園をいいます。敷地面積は4haを標準とすると定められています。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費する、また、地域で消費するものは地域で生産することをいいます。

【テ】

低公害型車両

電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車など、大気汚染の原因となる排出ガスや騒音の発生が少ない自動車をいいます。クリーンエネルギー自動車ともいいます。

テトラクロロエチレン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体です。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤などに使用されています。目や鼻、のどを刺激し、吸入すると頭痛や吐き気を起こし、また、接触により皮膚炎をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【ト】

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置されるもので、主に農村や、自然公園などの環境を守るための下水道です。川や海などの水質保全を目的としています。

都市・生活型公害

従来の産業活動に起因する産業型公害に対して、都市化の進展や生活様式の多様化により環境への負荷が高まることにより発生してきた公害のことをいいます。自動車の騒音や排出ガスによる大気汚染、生活雑排水による河川の水質汚濁などがあります。

トリクロロエチレン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する不燃性の液体です。金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般溶剤などに使用されています。目や鼻、のどを刺激し、吸入すると頭痛や吐き気を起こし、また接触により皮膚炎をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【ナ】

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

人や野生生物の正常なホルモン作用を攪乱し、生殖機能阻害や悪性腫瘍等を引き起こすおそれのある化学物質のことをいいます。環境ホルモンという言葉は造語です。現在、ダイオキシンやプラスチックの原料であるビスフェノールAなど約67種類の物質が疑われています。

(→ダイオキシン類)



【二】

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄酸化物 (SO_x) の一つで、重油や石炭などを燃焼した時に発生するばい煙の中に含まれます。大気汚染の原因物質で、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨の原因物質でもあります。(→**硫黄酸化物、酸性雨**)

二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x) の一つで、石油やガスなどを燃焼した時に発生します。大気汚染の原因物質で、工場や自動車などが主な発生源となっており、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨の原因物質でもあります。(→**酸性雨**)

二次林

伐採後に再生した森林など、過去に伐採等の人為が加えられ、現在もその影響を受けている森林や、下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいいます。

【八】

パートナーシップ

市民参加のあり方を表す考え方で、市民、事業者、行政など様々な立場の人がお互いの行動や考え方を尊重しながら信頼・協力する関係をいいます。

バイオマス

生態学で、特定の時点においてある空間に存在する生物の量を、物質の量として表現したものである。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

【七】

光害

都市化の進展や交通網の発達に伴う屋外照明の増加や過大使用により、夜の星が見えにくくなったり、動植物や農作物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことをいいます。非メタン炭化水素メタン以外の炭素と水素から成り立っている化合物の総称をいいます。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源として自動車からの排出ガスがあります。(→**光化学スモッグ**)

pg - TEQ

pg (ピコグラム) は、1g の 1 兆分の 1 の重さをいいます。また、ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性もそれぞれ異なるため、毒性の最も強い 2、3、7、8 - 四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算して表します。これを「毒性等量 (TEQ)」といいます。

(→**ダイオキシン類**)

ppm

ごく微量の物質濃度を表す単位として使用されます。1 ppm は 100 万分の 1 を意味します。PRTR (ピー・アール・ティー・アール) Pollutant Release and Transfer Resister の略称です。PRTR 制度は、有害性のある化学物質の環境 (大気、水、土壌) への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を事業者からの届出や推計に基づき集計・公表する仕組みをいいます。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」に基づき、事業者

に対して、政令で定められた化学物質に係る排出量や移動量の把握・届出や管理の改善・強化を行う義務が課せられています。

【フ】 普通河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川をいいます。財産については、市が管理しています。(→一級河川、準用河川)

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊状態にある粒径 10 ミクロン以下の粒子状物質をいいます。主な発生源は、工場からのばいじんや自動車排出ガスなど的人為的発生源、火山活動などの自然発生源があります。大気中に長期間滞留するため、肺や気管など人の呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあります。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されてきましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン（CFC）」と呼んでいます。(→オゾン層の破壊、地球温暖化)

【へ】 ベンゼン

特有の臭気をもち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体です。溶剤やガソリンのアンチノック剤など幅広い用途があり、発ガン性を有するなど人の呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【マ】 マニフェストシステム

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に産業廃棄物の性質や処理業者の氏名等を記載した帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後にその帳票を受領することにより、産業廃棄物の処理経過を明確にし、産業廃棄物の処分までのプロセスをチェックするシステムのことをいいます。(→産業廃棄物)

【ヤ】 野生生物の種の減少

野生生物の種は、人類の生存基盤である生態系にとって不可欠な存在です。近年、野生生物の生息域の破壊や商業目的による乱獲などにより、この野生生物の種の減少が懸念されており、地球環境問題の一つとされています。

【ユ】 有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称をいいます。現時点において、種類や使用量、人や環境への影響などが十分に把握されていない物質も数多くあります。



有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物が先進国から開発途上国等へ輸出されることにより、様々な環境汚染を引き起こしており、地球環境問題の一つとされています。(→地球環境問題)

有機塩素化合物

炭素や炭化水素に塩素が付加された化合物の総称をいいます。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成され、付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があります。ダイオキシン類やトリクロロエチレンも有機塩素化合物の一つです。(→ダイオキシン類、トリクロロエチレン)

【ヨ】

熔融スラグ

ごみの焼却などにより発生した焼却灰を、超高温(1,200℃以上)で加熱・燃焼させ、無機物を熔融した後に冷却したガラス質の固化物をいいます。

【ラ】

ライフサイクルアセスメント(LCA)

製品の製造から廃棄に至るまでのライフサイクル(原料採取→製造→使用→廃棄・リサイクル)の各段階において、環境に対してどれだけの影響を与えているのかを定量的・客観的に評価する手法のことをいいます。

【リ】

緑地協定

市街地の緑豊かな良好な環境を確保するため、一定区域の住民が協定を結び、宅地内の緑化や生け垣づくりなどを行うことをいいます。

大仙市環境行動計画 平成21年3月

発行 秋田県大仙市

編集 市民生活部 環境課

〒014-8601

秋田県大仙市大曲花園町1-1

TEL 0187-63-1111(代表)

FAX 0187-63-5790

<http://www.city.daisen.akita.jp/>
